

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書

平成 29 年 12 月

茨城県自主税財源充実研究会

目次

I	はじめに	
1	森林湖沼環境税の導入の経緯	2
2	課税期間の更新	3
3	税を活用した県の取り組み	3
4	今後の方向性	4
II	税制、税収の状況	
1	税制	5
	(1)課税方式	5
	(2)納税義務者	5
	(3)税率	5
	(4)課税期間	5
2	税収	6
3	税収の使途等	6
III	森林の保全・整備	
1	森林湖沼環境税を活用した事業の実績及び成果	7
2	事業実施後の課題	8
3	課題解決に向けた取組	10
	(1)施策の方向性	10
	(2)今後の重点的かつ緊急に取り組む施策（事業）	11
IV	湖沼・河川の水質保全	
1	森林湖沼環境税を活用した事業の実績及び成果	12
2	事業実施後の課題	14
3	課題解決に向けた取組	15
	(1)施策の方向性	15
	(2)今後の重点的かつ緊急に取り組む施策（事業）	17
V	森林湖沼環境税の今後のあり方（今後の税制）	
1	基本的な考え方	18
2	税制	19
	(1)課税方式	19
	(2)納税義務者	19
	(3)税率	19
	(4)課税期間	20
3	税収（見込み）	20
4	税収の使途等	20
5	特記事項	20
VI	おわりに	21

森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書

I はじめに

1 森林湖沼環境税の導入の経緯

- 茨城県は、県北地域を中心に分布する森林や、県南・鹿行地域から県央・県西地域にかけて約 118 万人分の水道用水、約 2 万 9 千 ha の農地に対する農業用水、232 事業所に対する工業用水を供給する霞ヶ浦をはじめとした湖沼・河川など、多様で豊かな自然環境に恵まれている。

それらの森林や湖沼・河川は、二酸化炭素の吸収などの地球温暖化防止機能をはじめ、雨水を蓄えきれいな水を育む水源かん養や、余暇活動の場としての保健休養など様々な公益的機能を有している。しかしながら、近年林業採算性の悪化等により管理が不十分な森林が増加し、その荒廃が進んでおり、水源かん養や土砂流出防止など公益的機能の低下が危惧されていた。

また、霞ヶ浦等へ流入する汚濁負荷量は、水質浄化のための取組みにより削減が進んできたものの、湖内の水質は横ばいで推移しており、大幅な改善には至っておらず、窒素やりんを栄養源とする藻類の増殖（アオコの発生）による悪臭の発生や景観の悪化などの課題が生じていた。

- そのような状況を踏まえ本研究会は、茨城県らしい課税自主権の活用の観点から、平成 14 年度に霞ヶ浦の水質浄化を目的とした課税の研究を、平成 16 年度に、森林の保全を目的とした課税の研究をそれぞれ開始し、平成 19 年 11 月に「茨城県の自然環境を保全するための新たな税制に関する報告書」を取りまとめ、茨城県に提出した。

「茨城県の自然環境を保全するための新たな税制に関する報告書」

新たな税制の概要

目 的：

- ① 自然環境の公益的機能を発揮させるための取組を早急かつ確実に推進する
- ② 県民に新たな負担を求めることにより、自然環境が有する公益的機能の重要性を再認識していただき、自ら支えていく意識を高める

負 担 者：すべての県民（個人・法人）

課税方式：県民税均等割超過課税方式

税 率：個人で年額 1,000 円程度、法人で均等割の 10%程度

課税期間：事業の進捗や社会経済情勢の変化を踏まえ、5年程度で見直し

- 茨城県は、当該報告書、パブリックコメント等により収集した県民の意見、他県の状況などを踏まえ、平成 19 年 12 月に茨城県森林湖沼環境税条例を制定し、平成 20 年 4 月から課税を開始した。

2 課税期間の更新

- 本研究会は、森林湖沼環境税の課税期間の最終年度である平成 24 年までに、事業効果の検証結果や森林湖沼環境税に対する県民意識などをもとに、平成 25 年度以降の税のあり方について研究を進め、県内の各方面からの意見等も踏まえて、平成 24 年 11 月に「森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書」を取りまとめ、茨城県に提出した。

「森林湖沼環境税の今後のあり方に関する報告書」の概要

考 え 方：森林湖沼環境税を継続することが有効（森林湖沼環境税の役割が果たされたと県民が判断したときには、この税制を終了すべきである）
負 担 者：すべての県民（個人・法人）
課税方式：県民税均等割超過課税方式
税 率：個人で年額 1,000 円，法人で均等割の 10%を継続
課税期間：現行と同様に 5 年間

- 茨城県は、当該報告書、「県民の意見を聞く会」、パブリックコメント、市町村や関係団体との意見交換等により収集した県民の意見、他県の状況などを踏まえ、平成 24 年 12 月に茨城県森林湖沼環境税条例の一部を改正し、平成 25 年度から平成 29 年度まで課税を継続することとした。

3 税を活用した県の取り組み

- 茨城県はこれまで、森林湖沼環境税を活用して、荒廃した森林の間伐や身近な緑である平地林等の整備、生活排水対策や畜産・農地対策、県民参加による水質保全活動などを一層推進してきた。
- その結果、森林については、これまで間伐、平地林・里山林を合わせて 14,700ha を整備し、水源かん養、地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持・向上が見込まれている。また、湖沼・河川については、霞ヶ浦流域における生活排水処理率が 76.5%（平成 28 年度速報値）まで改善したこと等により、流入汚濁負荷量が減少し、湖内の水質が改善傾向を示している。
- このように、税導入の効果が現れてきているものの、緊急に間伐が必要な森林が、今なお一部に残っていることに加え、森林の高齢林化が進み、若返りが進んでいない状況にある。また、霞ヶ浦の水質については、湖内の窒素・りん濃度が、植物プランクトンの発生を抑制するレベルに至っておらず、第 6 期湖沼水質保全計画で掲げた目標には届いていない。

4 今後の方向性

- 今年度は課税期間の最終年度であることから、林業や水環境の関係団体、市町村などからは、上記のような状況を踏まえ、森林湖沼環境税の継続を求める要望が多数提出されている。
- 平成 30 年度以降の森林湖沼環境税のあり方を検討するにあたっては、これらの要望を踏まえるとともに、これまでの税充当事業の実績や効果を十分に検証していく必要がある。
- また、県議会はもとより、納税者である県民に対し、検証結果について懇切丁寧な説明を行い、税の必要性について理解を得るとともに、人口の減少や高齢化の進行など、社会情勢の変化も見極め、総合的に判断すべきである。

II 税制, 税収の状況

1 税制

(1) 課税方式

県民税均等割 超過課税方式

(2) 納税義務者

茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人

*ただし、次の者は非課税

- 〔個人〕
- ・ 生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ・ 障害者, 未成年者, 寡婦(夫)で前年中の合計所得金額が125万円以下の方
 - ・ 前年中の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の方
- 〔法人〕
- ・ 社会福祉法人や学校法人など一部の公益法人等で, 収益事業を行わない法人

(3) 税率(年額)

個人 1,000円

法人 県民税均等割額の10%

(現行の県民税均等割の税率) ※税率は年額

区 分		標準税率	森林湖沼環境税	計
個 人		1,500円※	1,000円	2,500円
法 人 ※資本金 等の額に 応じ5段 階に区分	50億円超	800,000円	80,000円	880,000円
	10~50億円	540,000円	54,000円	594,000円
	1~10億円	130,000円	13,000円	143,000円
	1,000万円~1億円	50,000円	5,000円	55,000円
	1,000万円以下	20,000円	2,000円	22,000円

※ 平成26年度から平成35年度までの10年間, 東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため, 地方税の臨時特例措置分として標準税率に500円加算されている。

(4) 課税期間

平成20年度から平成29年度まで

※ 当初は, 課税期間を平成20年度から平成24年度までの5年間として導入したが, 平成24年度に5年間延長した。

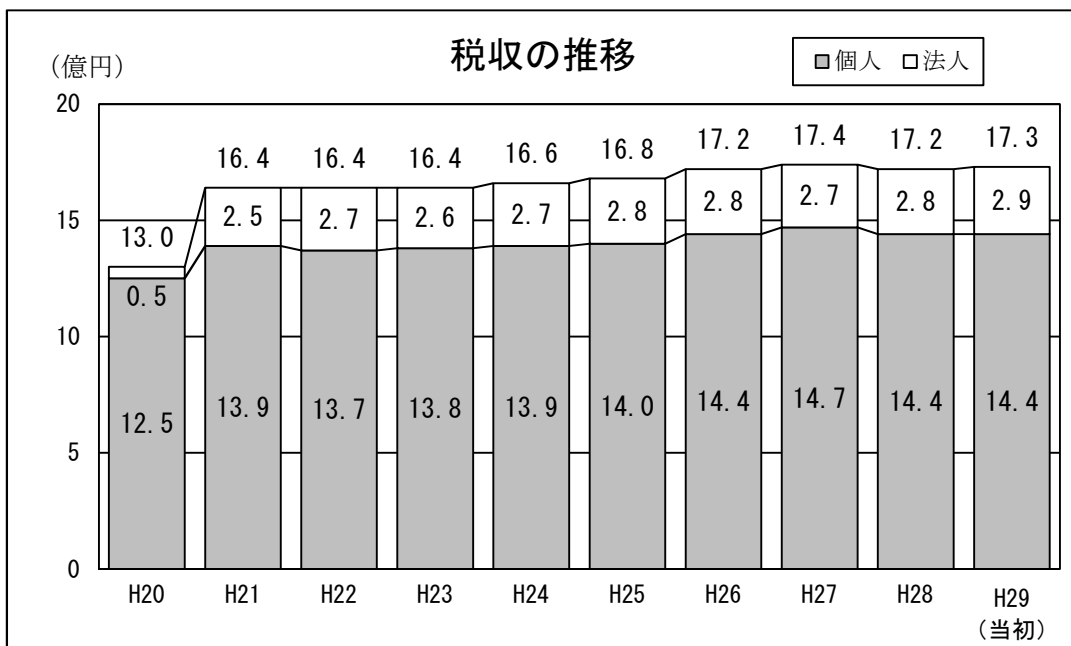
2 税収

- 森林湖沼環境税の税収は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間で、約 160 億円と見込まれる。

(税収の状況)

(単位：千円)

区 分	個 人	法 人	合 計
平成 20 年度	1,253,608	49,988	1,303,596
平成 21 年度	1,385,721	252,324	1,638,045
平成 22 年度	1,372,373	272,679	1,645,052
平成 23 年度	1,375,758	259,570	1,635,328
平成 24 年度	1,386,492	274,971	1,661,463
平成 25 年度	1,398,491	278,647	1,677,138
平成 26 年度	1,440,727	275,663	1,716,390
平成 27 年度	1,465,214	273,183	1,738,397
平成 28 年度	1,444,422	282,595	1,727,017
平成 29 年度 (当初予算)	1,441,460	289,212	1,730,672
計	13,964,266	2,508,832	16,473,098



3 税収の用途等

- 森林湖沼環境税の税収は、森林の保全・整備及び湖沼・河川の水質保全に資する施策に要する経費に充てられている。
- 森林湖沼環境税は普通税であるが、上記の経費に充てる目的で茨城県森林湖沼環境基金により他の税収とは明確に区分して管理されており、実質的には目的税的性格を有するものである。

Ⅲ 森林の保全・整備

1 森林湖沼環境税を活用した事業の実績及び成果

- 平成 20 年度から 29 年度までにおける森林湖沼環境税活用事業の主な実績見込みは以下のとおりである。(詳細は、資料編 3 ページ参照)

【10 年間の森林湖沼環境税充当額：85.8 億円】

主な実施事業	実績見込み
① 森林環境保全のための適正な森林整備の推進【税充当額：69.0 億円】	
森林の持つ公益的機能を回復させるための緊急間伐へ補助	13,000ha
県民生活に身近な平地林・里山林の整備補助	1,700ha
潮風に強い広葉樹植栽等による海岸防災林の整備の実施	83ha
高性能林業機械の活用支援（燃料経費の補助）	延べ900ヵ月分
② いばらき木づかい運動の推進【税充当額：12.3 億円】	
県産木材を使用した木造住宅へ補助	2,600 戸
公共施設等の木造化・木質化への補助	74 施設
学校等への木製品の導入補助	310 施設
③ 県民協働による森林づくりの推進【税充当額：4.5 億円】	
ボランティア団体による森づくり活動等への補助	240 団体
学校内等における子どもの森の整備の補助	120 校
森林・林業体験学習の実施	51,000 人

- 平成 20 年度から導入した森林湖沼環境税を活用し、森林の持つ公益的機能を回復させるため荒廃した森林^{注1}の整備に取り組んだ結果、緊急に間伐が必要と見込まれた森林 14,000ha のうち、約 13,000ha の間伐の実施や、間伐に必要な作業道を整備した。また、県民生活に身近な平地林・里山林については約 1,700ha を整備した。

さらに、海岸防災林については、平成 25 年度から潮風に強い広葉樹等を植栽するなど約 83ha を整備した。

注1 下草が生えず土壌流出の危険性が高い森林

- 間伐などの森林整備を実施することにより、空気中の炭素量^{注2}約 13 万 2,000 炭素トン（平均的な家庭が 1 年間に排出する炭素量の約 9 万 2,000 世帯分に相当）を回収し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の削減を図った。

また、森林整備による効果を水源かん養や土砂流出防止など公益的機能の観点から金額換算したところ、約 243 億円^{注3}に相当する効果があったと

見込んでいる。

注2 光合成により空気中から樹木に取り込まれた二酸化炭素に占める炭素の量

注3 林野公共事業における事業評価マニュアル（林野庁）を参考に、森林の貯水や土砂流出防止などの機能を治山ダムに機能代替させるコストや砂防ダムの建設コストなどに換算した金額（参考：間伐と平地林整備の事業費に占める税充当額の割合で按分すると約195億円）

○ 県産木材の利用拡大を進めることは森林整備の促進にもつながることから、木材需要の多くを占める住宅分野での需要を喚起するため、県産木材を使用した木造住宅の建築に対して関係団体を通じて補助するほか、市町村等に対して公共施設の木造化・木質化や学校等への木製品の導入について補助し、県民が木の良さに触れる機会を創出した。

さらに、森林ボランティア団体等への活動を支援するとともに、次代を担う子どもたちなどを対象に森林環境教育として森林・林業体験学習を実施するなど、県民協働による森林づくりを推進した。



【間伐後のスギ林】



【幼稚園での木製品の導入】

2 事業実施後の課題

（人工林）

○ 手入れされずに荒廃した森林については、森林湖沼環境税などを活用した間伐の実施により、水源のかん養や県土の保全などの機能の回復を図ってきたところである。

このような森林の持つ公益的機能は、適切な森林管理によって維持されるものであるが、林業の採算性の悪化に伴う森林所有者の経営意欲の減退や林業就業者の減少など、森林・林業を取りまく環境は、厳しい状況が続いており、今なお、一部の荒廃した森林においては、間伐が実施されず公益的機能の低下が懸念されている。

○ また、戦後、積極的に植林された茨城県の人工林は、木材価格の低迷が続いていることなどから、現在、伐採しても再び植林することが経費的に困難な状況となっている。このため、標準的な伐採時期である11齢級（51

～55年生)以上の面積が全体の57%を占めるなど高齢林化が進んできている。

森林の二酸化炭素吸収機能は、若い時期に高く、高齢林になるほど低下していくことから、高齢林を伐採し、再び植林するなど、森林を循環利用しながら森林の公益的機能を維持・発揮させていくことが重要となっている。

そのため、植林、保育、間伐など森林施業の集約化を大規模に進めるとともに、適切な時期に主伐を行い、その後には花粉の少ないスギ苗木などを利用した再造林を行うなど長期的な視点での森林管理が必要である。

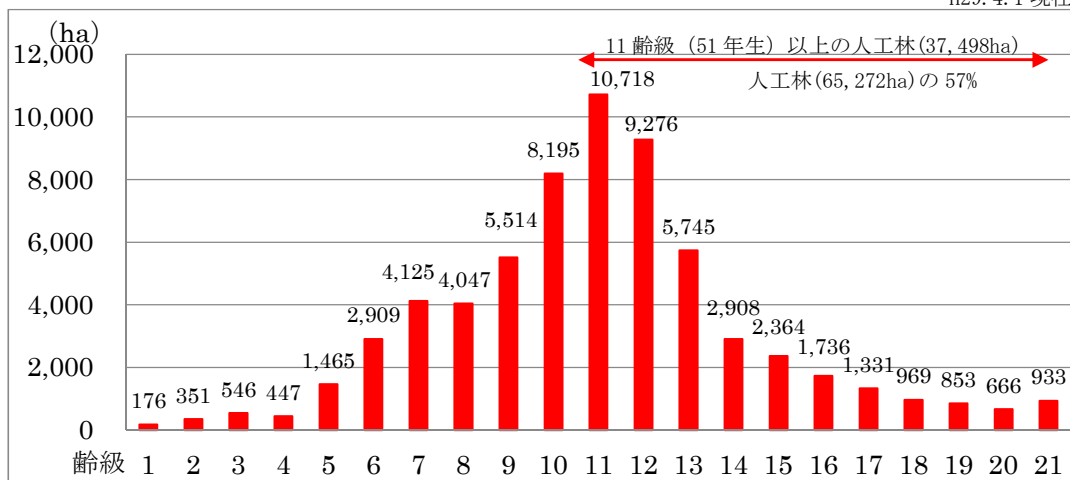
その際、伐採と植林を一体的に行う一貫施業や、コンテナ苗を活用した再造林など効率的な森林施業を進め、自立した林業経営を目指すことが重要になる。

また、急傾斜地など立地条件が悪く、今後、人工林としての管理が見込めない森林は、環境林^{注4}として管理していく必要がある。

注4 林業経営に適さず、公益的機能の発揮がより望まれる森林

茨城県の人工林（スギ・ヒノキ）年齢別面積（民有林）

H29.4.1現在



※年齢級は林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1年齢」と数える。

(平地林・里山林)

- 平地林・里山林については、地域住民などから道路沿い等の森林整備や林内に侵入した竹林の駆除などの需要が高まっていることから、引き続き、地域の実情に応じた保全・整備に取り組んでいく必要がある。
- また、海岸防災林については、未だに松くい虫の被害が一部で継続していることから、マツ林を保全するとともに、内陸側の被害跡地には広葉樹を植栽するなど、引き続き、飛砂や潮風害などに対し、防災機能が高い森林を再生・整備していく必要がある。

(県産木材の利用)

- 県内における素材生産は、森林湖沼環境税などを活用した間伐や、宮の郷工業団地を中心とした木材の流通加工体制の整備が進んだことなどにより増加傾向にある。

しかしながら、今後は人口減少による住宅着工戸数の減少に伴い、木材需要の減少も予測されていることから、県産木材の需要を確保するためには、引き続きリフォームを含めた住宅分野での一層の利用拡大を図るとともに、公共施設や民間施設など非住宅分野での利用拡大を図る必要がある。

(県民意識の醸成)

- 次代を担う子供たち等に対し、学校や森林内での様々な活動を通じて、森林環境教育を推進していくとともに、森林ボランティア団体等の活動を継続的に支援するなどして、引き続き、森林の保全・整備に対する県民の理解と関心を深めていく必要がある。

3 課題解決に向けた取組

(1) 施策の方向性

- 県では、「茨城県森林・林業振興計画 2016～2020」を平成 28 年 3 月に策定し、「木を植え、育て、伐採し、木材を有効利用し、再び植える」という『緑の循環システム』の確立を一層推進し、林業・木材産業の成長産業化と機能豊かな森林づくりを推進することを基本理念としている。

この計画では、「自立する林業と山村の振興」、「県産木材の利用促進と木材産業の発展」、「機能豊かな森林づくりの推進」を主要テーマとし施策を展開することとしている。

- 森林の公益的機能を持続的に発揮させていくためには、長期的な森林管理が必要であることから、意欲と能力のある林業経営体へ人工林の施業を集約化し、自立した林業経営による長期的な森林管理を実現する。

また、林業経営が困難な人工林については、環境林として管理を図る。

併せて、生活環境保全のための平地林・里山林整備や松くい虫の被害を受けた海岸防災林の再生を図る。

- 県産木材の利用については、県産木材の安定した需要を確保するため、新築住宅やリフォームに加え、公共施設や民間施設などの非住宅分野においても積極的に木材利用の拡大を推進する。

- 森林の重要性などを広く県民に理解いただくため、子ども達への多くの体験学習等の機会の提供や必要な環境整備を行うとともに、森林ボランティアへの支援などにより県民参加の森づくりを推進する。

(2) 今後の重点的かつ緊急に取り組む施策

方 向 性	施 策 例
① 自立した林業経営による森林管理と木材利用の推進	
林業経営の自立化	○ 施業の集約化に向けた森林情報の整備
	○ <u>集約化した人工林</u> における効率的施業の推進 (<u>再造林</u> や間伐, 作業道の整備, 高性能林業機械の活用)
木材需要の拡大	○ 公共施設や <u>民間施設</u> への支援
	○ 新築木造住宅や <u>リフォーム</u> への支援
② 県土・生活環境の保全	
広葉樹林化	○ <u>条件不利地</u> における人工林の広葉樹林化
海岸防災林の再生	○ 松くい虫の防除対策と <u>広葉樹植栽等</u> の推進
平地林等の整備	○ 生活環境保全のための森林整備
③ 森林に対する県民意識の醸成	
県民意識の醸成	○ 森林・林業体験学習や県民参加の森づくりの推進
	○ 机など木製品や <u>玩具</u> を利用した木育の推進
	○ <u>体験学習</u> に必要な環境整備

※ 下線は, 新たな取組

IV 湖沼・河川の水質保全

1 森林湖沼環境税を活用した事業の実績及び成果

- 平成 20 年度から平成 29 年度までにおける森林湖沼環境税活用事業の主な実績見込みは以下のとおりである。(詳細は、資料編 7 ページ参照)

【10 年間の森林湖沼環境税充当額：78.0 億円】

主な実施事業	実績見込み
①生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）【税充当額：48.7 億円】	
高度処理型浄化槽 ^{注5} の設置補助	12,300 基 霞ヶ浦流域 7,909 基 涸沼流域 3,299 基 牛久沼流域 520 基 その他 572 基
下水道・農業集落排水施設への接続補助	9,100 件 霞ヶ浦流域 6,520 件 涸沼流域 2,382 件 牛久沼流域 198 件
工場・事業場への排水基準に係る指導(立入検査)	5,500 事業所
家畜排せつ物処理施設等の整備補助	52 箇所
良質堆肥の広域流通促進への経費補助	実証ほにおける堆肥活用 250ha
②農地からの流出水への新たな対策（面源対策）【税充当額：7.6 億円】	
循環かんがい施設の整備・管理	51 箇所
③県参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）【税充当額：7.7 億円】	
市民団体活動への助成	211 団体
霞ヶ浦湖上体験スクールの実施	84,700 人
ヨシ帯の保全活動支援	10 団体
④水辺環境保全（湖水・河川対策）【税充当額：14.0 億円】	
霞ヶ浦流入河川等におけるアオコ対策の実施	アオコ発生抑制装置の設置
土浦港における水質浄化技術の実証実験の実施	直接浄化施設の設置
未利用魚の回収による窒素・リンの除去	未利用魚回収 1,380 t

注5 通常型の合併処理浄化槽よりも、窒素・リンをより多く除去できる浄化槽

- 平成 20 年度から導入した森林湖沼環境税を活用した取組の結果、水質保全計画を策定している霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域などにおいて、高度処理型浄化槽の設置基数が大幅に増加したほか、霞ヶ浦流域での下水道等への接続率が上昇するなど、生活排水対策が進み、生活排水処理率が 76.5%

(平成 28 年度, 対平成 20 年度比+10.2%) まで改善した。

また, 霞ヶ浦流域における農業排水の循環かんがい施設の整備・管理により農地からの排出負荷の削減が進むとともに, 全県を対象とした市民団体による水質保全活動への助成や, 主に子どもたちを対象とした湖上体験学習の実施により, 水質保全意識の向上を図った。

さらに, 霞ヶ浦の湖水を直接浄化する施設の設置やアオコ発生抑制装置の設置などにより, アオコの発生を抑制し, 水辺環境の保全を図った。

- これらの税活用事業により削減される汚濁負荷量は, COD^{注6}については約 550 トン, 全窒素^{注7}については約 330 トン, 全りん^{注8}については約 31 トンであり, これは平均的な一般家庭から排出される年間汚濁負荷量 (COD) の約 7 万 9 千世帯分に相当する。

この結果, 霞ヶ浦等において流入する河川の水質及び湖内の水質も改善傾向を示した。しかしながら, 湖内の全窒素・全りん濃度は依然として水質保全計画に定める水質目標よりも高い状態が続いている。

注 6 化学的酸素要求量。水質汚濁の原因となる水中の有機物の量を示す。

注 7 窒素化合物の総量。湖沼の富栄養化の程度を示す指標の 1 つ

注 8 りん化合物の総量。湖沼の富栄養化の程度を示す指標の 1 つ



高度処理型浄化槽 (窒素・りんをより多く除去する浄化槽) のしくみ



霞ヶ浦湖上体験スクール

〔霞ヶ浦〕

流入河川

(単位 mg/L)

	H19(A)	H28(B)	改善効果 (B-A)
COD	5.8	5.1	△0.7
全窒素	3.6	3.3	△0.3
全りん	0.095	0.094	△0.001

湖内

(単位 mg/L)

	H19(A)	H28(B)	改善効果 (B-A)	水質目標 (H32)
COD	8.8	7.2	△1.6	7.4
全窒素	1.1	1.1	±0	1.0
全りん	0.11	0.091	△0.019	0.083

〔澗沼〕

流入河川

(単位 mg/L)

	H19(A)	H28(B)	改善効果 (B-A)
COD	4.5	3.7	△0.8
全窒素	4.9	4.1	△0.8
全りん	0.13	0.12	△0.01

湖内

(単位 mg/L)

	H19(A)	H28(B)	改善効果 (B-A)	水質目標 (H31)
COD	6.4	5.6	△0.8	5.5
全窒素	1.7	1.7	±0	1.6
全りん	0.067	0.099	0.032	0.074

〔牛久沼〕

流入河川

(単位 mg/L)

	H19(A)	H28(B)	改善効果 (B-A)
COD	4.4	4.1	△0.3
全窒素	2.6	2.2	△0.4
全りん	0.077	0.056	△0.021

湖内

(単位 mg/L)

	H19(A)	H28(B)	改善効果 (B-A)	水質目標 (H28)
COD	8.0	6.8	△1.2	7.2
全窒素	1.4	1.6	0.2	1.3
全りん	0.072	0.070	△0.002	0.059

※ COD, 全窒素, 全りんとも, 値が大きいかほど水質が悪いことを示す。

2 事業実施後の課題

- 霞ヶ浦では, 森林湖沼環境税を活用した取組により, 流入河川や湖内の水質の改善等に一定の成果が見られるものの, 流入河川の全窒素・全りん濃度が依然として高いことが, 湖内の水質が大きく改善しない要因の一つとなっており, 第5期～第6期の湖沼水質保全計画(平成18年度～平成27年度)の水質目標(全水域平均COD7.0～7.4mg/L)も達成できなかった。

今後もこのような状態が続くと, 霞ヶ浦等が保有する重要な公益的機能が低下し, 特に水道水の水源として使われている霞ヶ浦の汚濁は県民生活に直接の影響があるため, 更なる負荷削減に向けた水質浄化対策は喫緊の課題である。

また澗沼や牛久沼においても, 一部の項目を除き, 水質目標より高い状

態にあるため、引き続き総合的な水質保全対策を推進する必要がある。

なお、水質浄化対策を県民の理解を得ながら進めていくためには、水資源及び水産資源の供給や親水機能など湖沼からもたらされる様々な価値である生態系サービスを経済的に評価し、金額換算することにより、対策の効果を県民に分かりやすく示すことも重要である。

(生活排水等対策)

- 霞ヶ浦流域の生活排水の処理率は76.5%(平成28年度)となっているが、生活排水未処理世帯が未だ残っているので、雑排水流入による窒素やリンの汚濁負荷量を削減するため、引き続き高度処理型浄化槽の設置などにより生活排水未処理世帯の解消を図っていく必要がある。また、併せて、工場・事業場に係る排水基準の遵守を指導する必要がある。

(農地・畜産対策)

- 茨城県は全国有数の農業県であり、農地面積が広く、畜産業も盛んである。これらからの汚濁負荷の割合の大きい全窒素を低減するため、一層対策を進めていく必要がある。

(県民意識の醸成)

- 水質浄化対策を進めるにあたっては、流域における水質保全活動や環境学習等を通じて、水質保全の重要性について流域住民や事業者の関心と理解を深めてもらうことなどにより、引き続き水質保全に関する県民意識の醸成を図っていく必要がある。

(水辺環境保全(湖水・河川対策))

- アオコの発生により、水環境や県民生活へ悪影響を及ぼす恐れがあることから、アオコの発生を抑制し、被害を防止するための対策を進めていく必要がある。また、湖水や河川の直接浄化など、更なる湖水・河川対策を進め、水質改善の見える化を図る必要がある。

3 課題解決に向けた取組

(1) 施策の方向性

- 県は、平成28年度に策定した第7期の霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(平成28年度～32年度)に基づき水質浄化のための施策を展開するとともに、長期ビジョンである「泳げる霞ヶ浦、遊べる河川」の実現、具体的には「第8期計画以降、できる限り早期に全水域の平均値でCOD 5mg/l以下(※)の達成を目指していくこととしている。
- また、湖沼においては第4期湖沼水質保全計画(平成27年度～31年度)において、牛久沼においては、今年度に策定する第4期牛久沼水質保全計画(平成29年度～33年度)において、水質目標を定め、水質浄化対策を

実施することとしている。

- これらの目標を達成し、県民共有の貴重な財産である霞ヶ浦等の湖沼・河川を次の世代に引き継いでいくため、今後、茨城県が取り組むべき施策の方向性は、以下のとおりである。

- ① 生活排水等対策の推進

生活排水処理率を向上させ、生活排水による窒素やリンの汚濁負荷量を削減するため、引き続き、高度処理型浄化槽の設置を促進するとともに、下水道や農業集落排水施設への接続促進に重点的に取り組む。併せて、工場・事業場を対象とした指導を行い、排水基準の遵守を徹底する。

- ② 農地・畜産対策の推進

全窒素の汚濁負荷割合の大きい農地・畜産対策を推進し、農作物への新たな施肥診断技術の開発・普及や、農地からの流出水における水質保全対策等への取組支援を進めるとともに、家畜排せつ物や化学肥料等に由来する汚濁負荷量の削減に向け、取組の充実を図る。

- ③ 県民参加による水質保全活動の推進

霞ヶ浦等の湖沼・河川の水質保全対策を進めるに当たっては、行政のみでなく、流域の住民・事業者の協力や理解が不可欠であるため、県民による水質保全活動や児童・生徒等を中心とした環境学習を推進する。

また、平成 30 年 10 月に茨城県で開催される第 17 回世界湖沼会議を契機として、県民参加で水質保全に取り組む機運を高める。

- ④ 湖水・河川対策の推進や調査研究の実施

湖水の直接浄化施設の設置や、アオコ発生抑制装置の設置等のアオコ対策、水質汚濁が進んだ流入河川における重点的な対策などを実施し、水辺環境の保全や水質改善の見える化を図る。

また、引き続き湖沼の水質改善に向けた調査研究を行うとともに、水質浄化対策の効果を分かりやすく伝えるため、対策により得られる湖沼の公益的機能の経済価値を評価する手法に関する研究に取り組む。

(2) 今後の重点的かつ緊急に取り組む施策

方向性	施策例
①生活排水等対策の推進（点源対策）	
家庭や工場・事業場から排出される汚濁負荷削減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高度処理型浄化槽の設置促進 ○ <u>下水道・農業集落排水施設への接続促進</u> ○ <u>工場・事業場からの排水基準の遵守徹底</u>
②農地・畜産対策の推進（面源対策）	
水田など農地からの流出水対策や家畜排せつ物の農外利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>農地からの流出水における水質保全対策等の取組支援</u> ○ 農業由来の負荷を低減する栽培技術の確立 ○ <u>良質堆肥の広域流通及び家畜排せつ物の農外利用促進</u>
③県民参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）	
県民による水質保全活動や環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民団体活動に対する支援 ○ 漁業者等によるヨシ帯等の保全活動等に対する支援 ○ 霞ヶ浦湖上体験スクールの実施 ○ 霞ヶ浦環境科学センターを中心とした環境学習支援や情報発信
④水辺環境の保全（湖水・河川対策）	
湖水や流入河川の直接浄化対策や水質改善に向けた調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霞ヶ浦湖水及び流入河川水の直接浄化を推進 ○ アオコ発生抑制装置の設置や発生したアオコの除去 ○ <u>未利用魚の回収による窒素・りん</u>の除去 ○ 水質改善に向けた調査研究

※ 下線は、拡充する取組

V 森林湖沼環境税の今後のあり方（今後の税制）

1 基本的な考え方

森林湖沼環境税を継続することが有効である。

- 森林湖沼環境税を活用した事業の実施により、一定の効果が見られるものの、森林環境・水環境とも依然として多くの課題が残っている。
これらの課題を解決するための施策を推進していくには、自然環境に対する県民意識の醸成とともに、財源の確保が重要であり、県民アンケート調査の結果や関係団体からの要望、パブリックコメントの結果なども踏まえると、実質的に目的税化した森林湖沼環境税を継続することが有効であると考えられる。
- なお、森林湖沼環境税を活用して緊急に実施した施策により目標達成の道筋がつくなど、その役割が果たされたと県民が判断したときには、この税制を終了すべきである。

<森林湖沼環境税に関するアンケート調査結果の主な内容>

～平成29年3月実施～

対象者 個人：1,035名 法人：960社・団体
回収率 個人：61.4% 法人：44.9%

- | | |
|---|---|
| 問 | 森林や湖沼・河川の保全の必要性について |
| 答 | 「次代に引き継いでいくことが必要」
個人：96.1% 法人：97.5% |
| 問 | 森林湖沼環境税の継続について |
| 答 | 「賛成」及び「どちらかといえば賛成」
個人：85.4% 法人：84.4% |
| 問 | 森林湖沼環境税の負担額について |
| 答 | 「現行の年額（個人1,000円・法人10%）を維持する」
個人：68.3% 法人：68.0% |
| 問 | 森林湖沼環境税の課税期間について |
| 答 | 「これまでと同様（5年間）がよい」
個人：57.9% 法人：61.9% |

<森林湖沼環境税の今後のあり方に関する パブリックコメントの結果の主な内容>

～平成29年10月実施～

意見提出者 個人：135名 法人等：31社・団体
意見数 延べ353件

- | | |
|-----------------------|------|
| ○ 税の継続に関すること | |
| ・ 賛成 | 53件 |
| ・ 反対 | 1件 |
| ○ 森林関係の税活用事業に関すること | 196件 |
| ○ 湖沼・河川関係の税活用事業に関すること | 78件 |
| ○ 税制について | 10件 |
| ○ その他（広報の充実等について） | 15件 |

2 税制

(1) 課税方式

県民税均等割 超過課税方式

- 森林や湖沼・河川の公益的機能は多岐にわたり，その恩恵は全ての県民が等しく享受している。
- 県民税均等割は，地域社会の費用負担を等しく分任するという性格を有していること，また，現行の県民税均等割超過課税方式が県民にも定着していることを踏まえると，現行の方式を継続することが適当である。

(2) 納税義務者

茨城県内に住所等がある個人及び事務所等がある法人

*ただし，次の者は非課税

- 〔個人〕
 - ・ 生活保護法による生活扶助を受けている方
 - ・ 障害者，未成年者，寡婦（夫）で前年中の合計所得金額が 125 万円以下の方
 - ・ 前年中の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の方
- 〔法人〕
 - ・ 社会福祉法人や学校法人など一部の公益法人等で，収益事業を行わない法人

- 課税方式を県民税均等割の超過課税とすることを踏まえると，県民税均等割が非課税となる場合は，森林湖沼環境税も非課税とすることが適当である。

(3) 税率（年額）

個人 1,000 円

法人 県民税均等割額の 10%

- 県は，平成 30 年度以降の 5 年間で実施する事業に必要な税収として，平成 25 年度から本年度までの 5 年間と同程度の約 85 億円を見込んでいる。
- 平成 29 年 3 月に実施した森林湖沼環境税に関する県民アンケート調査では，「現行と同じ税率が適当」との回答が多かった。
- 人口の減少や高齢化の進行による労働人口の減少に伴い，個人県民税の納税義務者数は減少しているが，特別徴収制度^{注9}の普及などにより個人住民税の徴収率が向上しており，現行の税率でも必要な税収 85 億円を確保できると見込まれる。

注9 特別徴収制度：給与支払者（事業主）が、受給者（納税義務者）に代わり、毎月受給者に支払う給与から個人住民税を差し引きして納入する制度。茨城県及び県内市町村は、平成27年度から同制度の実施の徹底に取り組んでおり、特別徴収実施率（給与所得に係る個人住民税の納税義務者に占める特別徴収の方法による納税義務者の割合）は平成25年度の66.9%（全国47位：全国平均73.8%）から、平成28年度には84.8%（全国13位：全国平均81.3%）まで上昇している。

- 以上を踏まえ、現行の税率（個人は1,000円、法人は均等割額の10%。いずれも年額）を継続することが適当である。

(4) 課税期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

- 森林湖沼環境税は、環境保全のための施策に充てられるものであり、その施策の効果を図るためには一定程度の期間を要すると考えられる。
- 「森林・林業振興計画」、「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画」など、茨城県の環境保全に関する計画は、その実施期間を5年間としているものが多い。
- 前述のアンケート調査において、「課税期間はこれまでと同様（5年間）がよい」との回答が多かった。
- 以上を踏まえ、課税期間は、現行と同様に5年間とすることが適当である。

3 税収（見込み）

約85億円（平成30年度から平成34年度までの5年間の見込み。1年当たり約17億円）

4 税収の使途等

森林の保全・整備及び湖沼・河川の水質保全に資する施策に要する経費

- 高齢林化した森林の若返りなど新たに取り組むべき課題や、生活排水等対策など取組を強化すべき課題に対し重点的に活用することが適当である。
- また、使途を明確にするため、森林湖沼環境税の税収は、今後も森林湖沼環境基金に積み立てるべきである。

5 特記事項

森林環境税（仮称）が創設された場合は、必要に応じ税活用事業の内容を見直すこととし、その旨を県民に対して丁寧に説明すること。

- 平成 29 年度与党税制改正大綱において、「平成 30 年度税制改正において結論を得る」とされた国税の森林環境税（仮称）について、今後の動向を注視していく必要がある。

VI おわりに

森林湖沼環境税の必要性について、県民の理解を得られるよう努めること。

- 県は、自然環境が直面する課題、税を活用した事業の実績、今後の施策の方向性などについて、あらゆる機会を通じて、県民に対し懇切丁寧な説明を行い、森林湖沼環境税の必要性について理解が得られるよう、引き続き努めるべきである。
- また、森林湖沼環境税の継続に当たっては、県民の理解を得るため、徹底した行財政改革を行う必要がある。その上で、緊急性や重要性を考慮しつつ、必要に応じて施策の方向性等を見直しながら効果的に事業を実施し、県民にその成果を示すとともに、目標の早期実現に努めるべきである。

茨城県自主税財源充実研究会委員

座長	林	健久（元地方財政審議会会長，東京大学名誉教授）
	今井	勝人（武蔵大学名誉教授）
	愈	和（茨城大学人文学部教授）
	横山	哲郎（公認会計士）
	池田	雄一（税理士）
	柏木	恵（キャノングローバル戦略研究所主任研究員，税理士）
	中根	一明（茨城県総務部長）

(資 料 編)

～ 目 次 ～

(ページ)

森林湖沼環境税活用事業の第1期（H20～H24）計画に対する実績〔森林の保全・整備〕	1
森林湖沼環境税活用事業の第2期（H25～H27）計画に対する実績〔森林の保全・整備〕	2
主な取組の実績（森林の保全・整備）	3
森林湖沼環境税活用事業の第1期計画に対する実績〔湖沼・河川の水質保全〕	5
森林湖沼環境税活用事業の第2期計画に対する実績〔湖沼・河川の水質保全〕	6
主な取組の実績（湖沼・河川の水質保全）	7
森林湖沼環境税に関する県民アンケートの調査結果について	9
各府県における環境保全等を目的とした税制の実施状況	10
森林湖沼環境税活用事業執行フローについて	11
森林の保全・整備関係予算額の推移	12
森林の主な施策目標値における予算額と税充当額（H25～H27）	13
茨城県の森林・林業の主要指標	14
森林・林業体験学習による普及・啓発の効果	15
霞ヶ浦水質保全関係予算額の推移	16
霞ヶ浦の主な施策目標値における予算額と税充当額（H25～H27）	17
霞ヶ浦等の概要	18
霞ヶ浦と琵琶湖・諏訪湖の比較	19
霞ヶ浦流域における生活排水処理形態別人口の推移	20
霞ヶ浦のCODと発生源別汚濁負荷量の推移	21
霞ヶ浦における生活排水汚濁負荷量（COD）の推移	22
霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の流域からの排出負荷割合	23
流入河川と湖内の水質の推移	24
霞ヶ浦湖上体験学習による普及・啓発の効果	25
霞ヶ浦流域図	26
森林湖沼環境税の今後のあり方に関するパブリックコメントの実施結果について	27
森林吸収源対策税制に関する検討会報告書（概要）	28

森林湖沼環境税活用事業の第1期（H20～H24）計画に対する実績

【森林の保全・整備】

〔金額は事業費(うち税充当額)〕

事業内容	計画	実績	進捗率
① 森林環境保全のための適正な森林整備の推進	約32.0億円	約32.6億円	101.9%
森林の持つ公益的機能を回復させるための間伐作業に対する補助	面積 6,000ha	6,374ha 〔約22.4億円（約15.2億円）〕	106.2%
効率的に間伐を実施するための作業道等開設に対する補助	延長 150km	312km 〔約3.5億円（約3.5億円）〕	208.0%
県民生活に身近な平地林・里山林の整備に対する補助	面積 1,370ha	1,019ha 〔約10.9億円（約10.9億円）〕	74.4%
高性能林業機械のレンタル経費に対する補助	延べ 310か月	311か月分 〔約1.4億円（約1億円）〕	100.3%
県産材流通・加工体制整備事業	原木市場・木材加工・木材乾燥施設等の整備	原木市場・木材加工・木材乾燥施設等の整備 〔約14.9億円（約2億円）〕	—
② いばらき木づかい運動の推進	約4.0億円	約4.9億円	122.5%
県産木材を使用した木造住宅建築に対する補助	戸数 1,350戸	1,184戸 〔約2.5億円（約1.3億円）〕	87.7%
県施設及び市町村等施設の木造化・木質化に対する補助	43施設	43施設 〔約2.1億円（約2.1億円）〕	100.0%
小学校、幼稚園等への木製品の導入に対する補助	163施設	163施設 〔約1.5億円（約1.5億円）〕	100.0%
③ 県民協働による森林づくりの推進	約4.0億円	約1.4億円	35.0%
普及啓発活動の実施	パンフレット作成, 「ひばり」掲載, PRイベント等	パンフレット作成, 「ひばり」掲載, PRイベント等 〔約0.4億円（約0.4億円）〕	—
森林づくりなどの活動を行う団体に対する補助	140団体	139団体 〔約0.4億円（約0.4億円）〕	99.3%
子どもの森の整備などに対する補助, 指導	60校	60校 〔約0.5億円（約0.5億円）〕	100.0%
小学校4～6年生の親子を対象とした体験学習の開催	2,000人	2,043人 〔約0.1億円（約0.1億円）〕	102.2%
合 計	約40.0億円	約38.9億円	97.3%

○森林整備により炭素吸収量が増加（大気中の二酸化炭素を削減）

H20～24年の5年間で36,000炭素トン进行回収

（平均的な家庭が一年間に排出する炭素量の24,800世帯分に相当）

森林湖沼環境税活用事業の第2期（H25～H27）計画に対する実績

【森林の保全・整備】

〔金額は事業費(うち税充当額)〕

事業内容	計画	実績	進捗率
① 森林環境保全のための適正な森林整備の推進	約34億円	約19.8億円	58.2%
森林の持つ公益的機能を回復させるための間伐作業に対する補助	間伐 約8,000ha	3,630ha 〔約14.9億円 (約10.7億円)〕	45.4%
効率的に間伐を実施するための作業道等開設に対する補助	開設 約200km	215km 〔約2.5億円 (約2.5億円)〕	107.5%
県民生活に身近な平地林・里山林の整備に対する補助	面積 約1千ha	414ha 〔約4.3億円 (約4.3億円)〕	41.4%
高性能林業機械のレンタル経費に対する補助	延べ約500か月分	366か月分 〔約0.3億円 (約0.3億円)〕	73.2%
広葉樹植栽等による海岸防災林の再生	面積 約60ha	37.5ha 〔約2.0億円 (約2.0億円)〕	62.5%
② いばらき木づかい運動の推進	約4億円	約2.8億円	70.0%
県産木材を使用した木造住宅建築に対する補助	戸数約1,500戸	767戸 〔約1.3億円 (約0.9億円)〕	51.1%
県施設及び市町村等施設の木造化・木質化に対する補助	約50施設	14施設 〔約3.1億円 (約1.0億円)〕	28.0%
小学校、幼稚園等への木製品の導入に対する補助	約150施設	115施設 〔約0.9億円 (約0.9億円)〕	76.7%
③ 県民協働による森林づくりの推進	約2億円	約1.5億円	75.0%
普及啓発活動の実施	パンフレット作成等	パンフレット作成, 「ひばり」掲載, PRイベント等 〔約0.3億円 (約0.3億円)〕	—
森林づくりなどの活動を行う団体に対する補助	約100団体	60団体 〔約0.2億円 (約0.2億円)〕	60.0%
子どもの森の整備などに対する補助, 指導	延べ約200校	補助36校, 指導90校 〔約0.2億円 (約0.2億円)〕	63.0%
森林・林業体験学習	約6万人	25,504人 〔約0.7億円 (約0.7億円)〕	42.5%
筑波山ブナ林保護対策	地域連携による 保全活動	地域連携による 保全活動 〔約0.1億円 (約0.1億円)〕	—
合 計	約40億円	約24.1億円	60.3%

主な取組の実績

1 森林の保全・整備(H20～29年度)

10年間の森林湖沼環境税充当額：85.8億円

県ではこれまで、森林湖沼環境税を活用し、「森林環境保全のための適正な森林整備の推進」、「いばらき木づかい運動の推進」、「県民協働による森林づくりの推進」を柱とする森林の保全・整備のための取組を推進してきました。

1 森林環境保全のための適正な森林整備の推進 (税充当額 69.0億円)

※事業実績は見込

森林機能緊急回復整備事業(H20～)

- 事業内容
 - ①森林の持つ公益的機能を回復させるための間伐作業
 - ②効率的に間伐を実施するための作業道開設
- 事業主体 市町村
- 事業費 56.3億円
(うち税充当額41.5億円)
- 事業実績
 - ①間伐面積：13,000ha
⇒約126,000炭素トンの回収
 - ②作業道開設延長：632km



間伐後のスギ林 (大子町)

身近なみどり整備推進事業(H20～)

- 事業内容 県民生活に身近な平地林・里山林の整備
- 事業主体 市町村
- 事業費 18.8億円
(全額税充当)
- 事業実績 整備面積：1,700ha
⇒約6,000炭素トンの回収



手入れされた通学路沿いの平地林 (笠間市)

海岸防災林機能強化事業(H25～)

- 事業内容 広葉樹植栽、被害木の伐採等
- 事業主体 県, 市町村
- 事業費 4.9億円
(全額税充当)
- 事業実績 植栽：83ha
伐採：7,300m³



広葉樹の植栽 (神栖市)

森林づくり推進体制整備事業(H20～)

- 事業内容 高性能林業機械のレンタル経費の支援
- 事業主体 森林組合, 認定事業者等
- 事業費 1.9億円
(うち税充当額1.5億円)
- 事業実績 助成月数：延べ900ヶ月



機械化による伐採作業

2 いばらき木づかい運動の推進 (税充当額 12.3億円)

いばらき木づかいの家推進事業(H20～)

- 事業内容
県産木材を使用した木造住宅
建築に対する補助
- 事業主体
茨城県木材協同組合連合会
- 事業費
5.1億円
(うち税充当額3.0億円)
- 事業実績
助成戸数：2,600戸



県産木材を使用した木造住宅 (つくば市)

いばらき木づかい環境整備事業(H20～)

- 事業内容
 - ①県施設、市町村等施設の
木造化・木質化
 - ②小学校、幼稚園等への
木製品の導入
- 事業主体
県、市町村、学校法人等
- 事業費
11.4億円
(うち税充当額9.2億円)
- 事業実績
 - ①整備施設数：74施設
 - ②導入施設数：310施設



校舎内の木質化 (北茨城市)



幼稚園での木製品の導入 (鉾田市)

3 県民協働による森林づくりの推進 (税充当額 4.5億円)

いばらきの森普及啓発事業(H20～)

- 事業内容
 - ①森林や税活用事業の普及啓発
活動
 - ②森林づくり活動を行う団体に
対する支援
- 事業主体
県、ボランティア団体等
- 事業費
1.7億円 (全額税充当)
- 事業実績
 - ①イベント実施、県広報紙「ひばり」掲載、パンフレット作成など
 - ②助成団体数：240団体



ショッピングモールでの啓発活動 (水戸市)

森林環境教育推進事業(H20～)

- 事業内容
 - ①子どもの森の整備などに
対する補助
 - ②小学生と保護者等を対象と
した体験学習の開催
- 事業主体
県、(公社)茨城県緑化推進機構
- 事業費
2.7億円 (全額税充当)
- 事業実績
 - ①整備校数：120校
 - ②参加人数：51,000人



森林・林業体験学習 (那珂市)

成果

森林を整備することにより、空気中から約132,000炭素トンを回収

⇒ 平均的な家庭が1年間に排出する炭素量の約92,000世帯分に相当

森林整備による効果(公益的機能の観点から金額換算) ⇒ 約243億円に相当

※炭素トン...炭素の重さを表す単位のこと

森林湖沼環境税活用事業の第1期計画に対する実績

【湖沼・河川の水質保全】

[金額は総事業費(うち税充当額)]

事業内容	計画H20～H24①	実績	進捗率 ②/①
		H20～H24②	
① 生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）	約20億円	約24.0億円	120.0%
高度処理型浄化槽の設置促進	4,000基	6,089基 [約17.5億円 (約17.5億円)]	152.2%
下水道・農業集落排水施設接続促進	9,280件	5,773件 [約0.9億円 (約0.9億円)]	62.2%
農業集落排水処理施設からのりん除去促進	58施設	34施設 [約0.2億円 (約0.2億円)]	58.6%
単独処理浄化槽からの転換の促進	2,000基	2,539基 [約2.3億円 (約2.3億円)]	127.0%
工場・事業場への立入検査の実施	2,784事業所	2,785事業所 [約2.7億円 (約1.4億円)]	100.0%
良質堆肥の広域流通，農外利用の促進	堆肥化施設設置補助等	堆肥化施設設置補助等 [約2.5億円 (約1.7億円)]	—
② 農地からの流出水への対策（面源対策）	約18億円	約6.0億円	33.3%
農業排水循環かんがい施設の整備等	整備箇所数 44箇所	整備箇所数 43箇所 [約4.4億円 (約4.4億円)]	97.7%
レンコン等の効率的施肥技術の開発等	調査研究	調査研究 [約1.6億円 (約1.6億円)]	—
③ 県民参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）	約2億円	約2.2億円	110.0%
市民団体に対する活動費の補助等	85団体	84団体 [約0.3億円 (約0.3億円)]	98.8%
霞ヶ浦湖上体験スクール	39,700人	38,166人 [約1.9億円 (約1.8億円)]	96.1%
ヨシ帯の保全活動支援	1地域協議会 6活動組織	1地域協議会 6活動組織 [約0.2億円 (約0.1億円)]	—
合 計	約40億円	約32.2億円	80.5%

○年間排出負荷削減量（第1期税活用事業の効果 H20～H24）

平成24年度の年間排出負荷量を，平成19年と比べ，CODで289トン，全窒素で170トン，全りんで12.2トン削減（平均的な一般家庭41,300世帯分の汚濁（COD）負荷量（1年間）に相当）

森林湖沼環境税活用事業の第2期計画に対する実績

【湖沼・河川の水質保全】

〔金額は総事業費(うち税充当額)〕

事業内容	計画H25～H29①	実績	進捗率 ②/①
		H25～27計 ②	
① 生活排水などの汚濁負荷量の削減（点源対策）	約29億円	約14.6億円	50.3%
高度処理型浄化槽の設置促進	約6千基	3,661基 〔約10.5億円（約10.5億円）〕	61.0%
下水道・農業集落排水施設接続促進	約5千件	1,719件 〔約0.3億円（約0.3億円）〕	34.4%
農業集落排水処理施設からのりん除去促進	約60施設	31施設 〔約0.2億円（約0.2億円）〕	51.7%
単独処理浄化槽からの転換の促進	撤去費補助等 転換支援	1,650基 〔約1.5億円（約1.5億円）〕	—
工場・事業場への立入検査の実施	約3千事業所	1,598事業所 〔約1.4億円（約0.9億円）〕	53.3%
良質堆肥の広域流通，農外利用の促進	畜産農家と耕種農家の マッチングほか	畜産農家と耕種農家の マッチングほか 〔約1.2億円（約1.2億円）〕	—
② 農地からの流出水への対策（面源対策）	約1億円	約1.0億円	100.0%
農業排水循環かんがい施設の整備等	約5箇所	8箇所 〔約1.0億円（約1.0億円）〕	160.0%
レンコン等の効率的施肥技術の開発	技術開発	技術開発 〔 ※ （ ※ ） 〕	—
③ 県民参加による水質保全活動の推進（県民意識の醸成）	約3億円	約2.0億円	66.7%
市民団体に対する活動費の補助等	約120団体	70団体 〔約0.37億円（約0.37億円）〕	58.3%
霞ヶ浦湖上体験スクール	約4.5万人	27,469人 〔約1.6億円（約1.6億円）〕	61.0%
ヨシ帯の保全活動支援	国・市町村と連携した 県民運動の推進	1地域協議会 10活動組織 〔約0.04億円（約0.03億円）〕	—
④ 水辺環境保全（湖水・河川対策）	約7億円	約8.2億円	117.1%
水質浄化に向けた調査研究等	調査研究	調査研究 〔約2.6億円（約2.6億円）〕	—
浄化施設設置によるりん削減・実証試験	維持管理・検証	維持管理・検証 〔約4.9億円（約4.9億円）〕	—
アオコ対策	抑制等	抑制等 〔約0.7億円（約0.7億円）〕	—
合 計	約40億円	約25.8億円	

※の実績は④の水質浄化に向けた調査研究等に含まれる

県ではこれまで、森林湖沼環境税を活用し、「生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源対策)」、「農地からの流出水対策(面源対策)」、「県民参加による水質保全活動の推進(県民意識の醸成)」、「水辺環境の保全(湖水・河川対策)」を柱とする水環境保全のための取組を推進してきました。

1 生活排水などの汚濁負荷量の削減(点源対策) (税充当額 約48.7億円)

2 農地からの流出水等の新たな対策(面源対策) (税充当額 約7.6億円)

【主な取組】

霞ヶ浦流域等高度処理型浄化槽補助事業(H20～)

- 事業内容
 - ①窒素・りんをより多く除去する高度処理型浄化槽の設置促進のため、設置者負担額が通常型浄化槽よりも少なくなるよう上乗せ補助
 - ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するため、撤去費用を補助
- 事業主体
市町村
- 事業費
40.3億円(全額税充当)
- 事業実績
 - ①高度処理型浄化槽の設置 12,300基
 - ②単独処理浄化槽の撤去 5,600基



高度処理型浄化槽(窒素・りんをより多く除去する浄化槽)のしくみ

・湖沼水質浄化下水道接続支援事業(H20～)
・農業集落排水施設接続支援事業(H20～)

- 事業内容
下水道・農業集落排水施設の整備地域における未接続世帯を解消するため、市町村が行う接続支援に対して上乗せ補助
- 事業主体
市町村
- 事業費
1.5億円(全額税充当)
- 事業実績
 - 下水道への接続 7,400件
 - 農業集落排水施設への接続 1,700件



下水道のしくみ

霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策事業(H20～H24)

- 事業内容
家畜排せつ物処理施設等の整備に対する補助
- 事業主体
農業者団体等
- 事業費
2.4億円(うち税充当額1.6億円)
- 事業実績
家畜排せつ物処理施設等整備数 52箇所

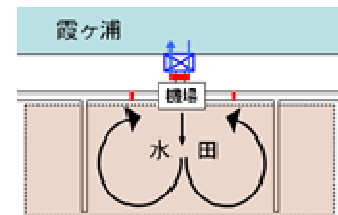
良質堆肥広域流通促進事業(H25～)

- 事業内容
霞ヶ浦流域内で生産された堆肥の流域外への流通に対する補助
- 事業主体
(公社)茨城県畜産協会
- 事業費
0.6億円(全額税充当)
- 事業実績
実証ほにおける堆肥活用 250ha

【主な取組】

農業排水再生プロジェクト事業(H20～)

- 事業内容
 - ①水田からの負荷を削減するため、排水を循環利用する施設の整備・維持管理への補助
 - ②谷津田の休耕田を浄化水田として利用するための取組に対して補助
- 事業主体
土地改良区
- 事業費
5.5億円(全額税充当)
- 事業実績
 - ①循環かんがい施設の整備 51箇所
 - ②谷津田からの浸出水窒素除去 10箇所



循環かんがい施設のしくみ

3 県民参加による水質保全活動の推進 (県民意識の醸成) (税充当額 約7.7億円)

【主な取組】

県民参加水質保全活動推進事業(H20～)

- 事業内容
 - ①環境保全活動や環境学習に必要な活動機材の無料貸出し及び市民団体への活動費の補助
 - ②子どもの頃から水辺環境に親しみ水環境保全の重要性を学ぶため、霞ヶ浦湖上体験スクールを実施
- 事業主体
県
- 事業費
5.5億円 (うち税充当額5.4億円)
- 事業実績
 - ①市民団体等への活動費の補助等 211団体
 - ②湖上体験スクール参加者 84,700人



湖上体験スクール(土浦市)

漁場環境・生態系保全活動支援事業(H21～)

- 事業内容
漁業者等による植生(ヨシ)帯の保全活動等に対して補助
- 事業主体
地域協議会
- 事業費
0.3億円 (うち税充当額0.2億円)
- 事業実績
ヨシ帯の保全活動支援: 10団体



ヨシ帯の保全活動

4 水辺環境の保全(湖水・河川対策) (税充当額 約14.0億円)

【主な取組】

霞ヶ浦直接浄化対策検証事業(H24～)

- 事業内容
りん濃度の削減による植物プランクトンの発生抑制を図るため、土浦港内に湖水の直接浄化施設を設置
- 事業主体
県
- 事業費
7.2億円 (全額税充当)
- 事業実績
25年度に直接浄化施設を設置(24年度設計)



直接浄化施設(土浦市)

霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業(H24～)

- 事業内容
 - ①腐敗アオコによる悪臭等を防止するためのアオコ抑制装置を設置
 - ②アオコ腐敗防止対策
- 事業主体
 - ①県
 - ②県・市町村
- 事業費
0.9億円 (全額税充当)
- 事業実績
 - ①アオコの発生抑制装置を設置
 - ②散水等による集積防止, 発生したアオコの回収



アオコ抑制装置(土浦市)

成果

○水質保全対策の実施により、流域から排出される汚濁負荷量を、COD約550トン、全窒素約330トン、全りん約31トン 削減⇒平均的な一般家庭が1年間に排出する汚濁負荷量(COD)約79,000世帯分に相当

※COD...化学的酸素要求量。水質汚濁の原因となる水中の有機物の量を示す

○霞ヶ浦の水質改善効果(H19→H28)・・・流入河川・湖内の水質とも、一定の改善傾向

流入河川 (mg/L)	・COD	5.8→5.1(Δ0.7)	・全窒素	3.6→3.3(Δ0.3)	・全りん	0.095→0.094(Δ0.001)
湖内 (mg/L)	・COD	8.8→7.2(Δ1.6)	・全窒素	1.1→1.1(±0)	・全りん	0.11→0.091(Δ0.019)

森林湖沼環境税に関する県民アンケート調査結果について

- ・ 8割以上が税の継続に「賛成」
- ・ 負担額については、約7割が現行の維持が適当であると回答
- ・ 課税期間については、約6割が現行と同様の5年間がよいと回答

1 調査概要

○調査時期 平成29年3月7日（火）～21日（火）（前回は平成24年3月実施）

○調査対象

【個人】

・ いばらきネットモニター	450名
・ 明日の地域づくり委員会	193名
・ 女性フォーラム	49名
・ 県立施設来場者等	343名
計	1,035名

【法人】

・ 企業	793社
・ 産業関係団体	167団体
計	960社・団体

○調査方法 郵送，電子メール（いばらきネットモニター），県立施設来場者等は配布

○回収結果 【個人】636名（回答率 61.4%[前回]77.0%）

【法人】437社・団体（回答率 45.5%[前回]44.9%）

2 調査結果

○問1「特に重要だと考える森林や湖沼・河川の公益的機能」

- ・ 森林 「雨水を蓄え水源を維持したり，水をきれいにする」（個人・法人とも最多）
- ・ 湖沼・河川「豊かな水産資源を育み，生態系を形成する」（個人で最多）
「水道水や農業用水，工業用水などの水資源を安定的に確保する」（法人で最多）

○問2「森林や湖沼・河川の保全の必要性」

- ・ 「次代に引き継いでいくことが必要だと思う」（個人・法人とも96%以上が回答）

○問3「森林湖沼環境税の認知度」

- ・ 「名称，納税額，税を活用した取組みのいずれかを知っている」
個人：68.0%，法人：62.8%（[前回]個人：56.0%，法人64.2%）

○問4「森林湖沼環境税の継続」

- ・ 「賛成」及び「どちらかといえば賛成」
個人：85.4%，法人：84.4%（[前回]個人：81.0%，法人85.0%）

○問5「森林の保全のために必要な取組み」

- ・ 「森林の整備による，地球温暖化や災害の防止，水源の保全」（個人・法人とも最多）

○問6「湖沼・河川の水質保全のために必要な取組み」

- ・ 「高度処理型浄化槽の整備や，下水道・農業集落排水施設への接続などによる，生活排水の適正処理」（個人・法人とも最多）

○問7「森林湖沼環境税の負担額」

- ・ 「現行の年額（個人1,000円）・税率（法人10%）を維持する」
個人：68.3%，法人：68.0%（[前回]個人：64.0%，法人63.3%）

○問8「森林湖沼環境税の課税期間」

- ・ 「これまでと同様（5年間）がよい」
個人：57.9%，法人：61.9%（[前回]個人：57.3%，法人60.1%）

各府県における環境保全等を目的とした税制の実施状況

■ 森林・水環境の保全を目的とした税制（超過課税）を実施している都道府県⇒37府県

■ 37府県中、森林・水ともに対象としているのは本県と岐阜県のみ

《参考》 税収使途

①森林環境保全 37県（茨城を含む導入全県）

②水環境保全 2県（茨城，岐阜）

③その他（都市緑化等）3県
（兵庫，愛知，宮城）

■ 主な対象税目等

①個人県民税均等割 300～1,200円を上乗せ（37府県）

②法人県民税均等割 500～88,000円を上乗せ（34県）

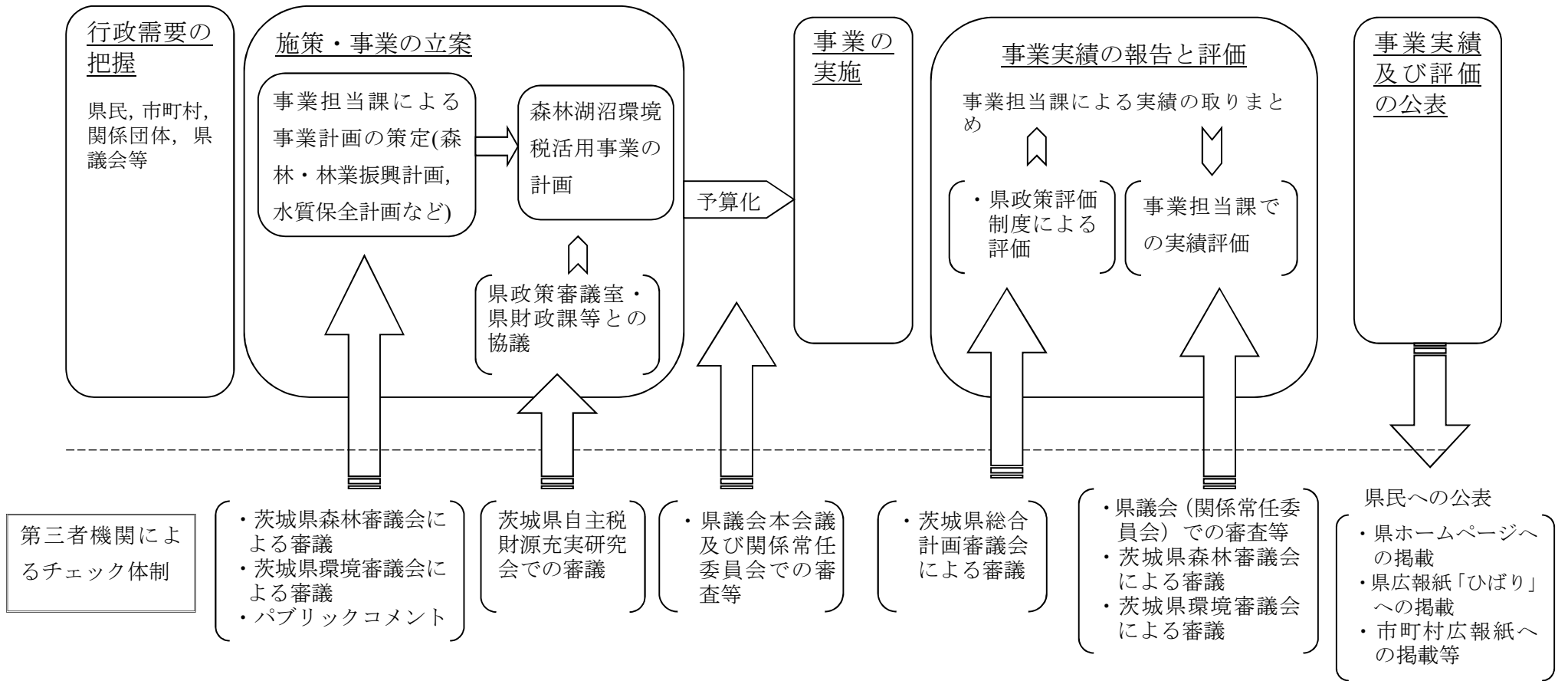
《参考》 法人県民税均等割の標準税率

資本金等の額に応じ 20,000～800,000円

税率		導入団体	
個人	法人	団体数	団体名
300円	-	2	神奈川(所得割にも0.025%課税)，大阪
400円	5% (1,000～40,000円)	1	静岡
500円	5%	18	岡山，島根，山口，熊本，鹿児島，奈良，大分，宮崎，和歌山，石川，広島，長崎，鳥取，長野，福岡，佐賀，愛知，山梨
	資本金等の額 ・10億円以下 5%相当 (1,000～6,500円) ・10億円超50億円以下 7.5%相当 (40,500円) ・50億円超100億円以下 10%相当 (80,000円) ・100億円超 12.5%相当 (100,000円)	1	富山
	500円	1	高知
600円	-	1	京都
700円	7%	3	愛媛，栃木，群馬
	8%	1	秋田
	10%相当 (2,000～80,000円)	1	兵庫
800円	11%相当 (2,200～88,000円)	1	滋賀
	10%	6	福島，岩手，山形， 茨城 ，岐阜，三重
1,200円	10%	1	宮城

森林湖沼環境税活用事業執行フローについて

事業の流れ



◎会長, ○副会長

◆**県総合計画審議会の構成員** <今後選定する予定>

※参考(前委員, 役職はH28.8現在)

◎茨城産業会議議長, ○札幌市立大学理事長・学長, 茨城県市長会会長, 茨城県市議会議長会会長, 茨城県交通安全母の会連合会会長, 茨城県消費者団体連絡会会長, 茨城県農業協同組合中央会会長, 茨城県社会福祉協議会会長, 茨城県商工会議所連合会会長, 一級建築士など

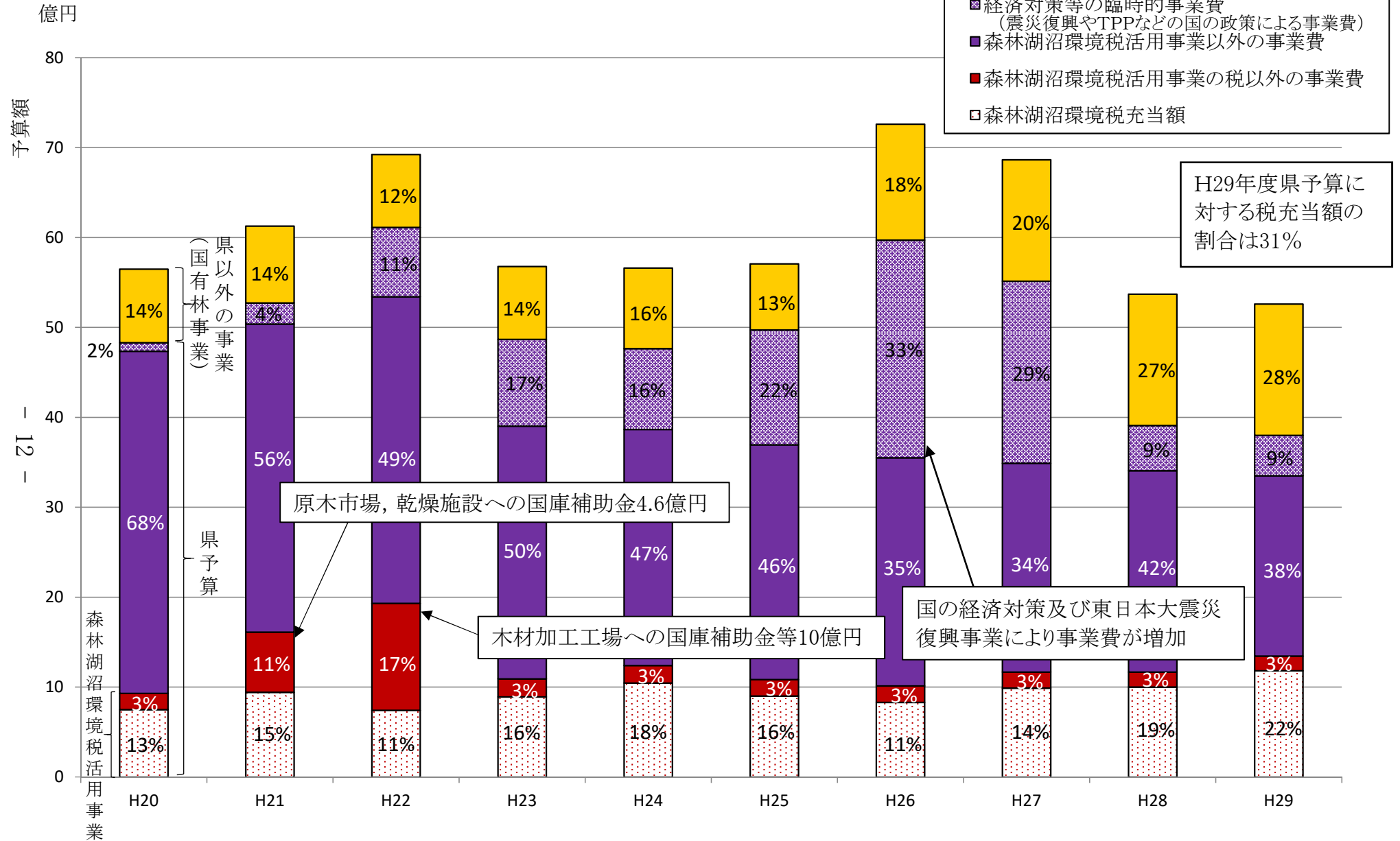
◆**県森林審議会の構成員**

◎茨城県木材協同組合連合会顧問理事, 茨城県森林組合連合会代表理事会長, 林業・指導林家, 茨城県建築士会会長, 明日の茨城を考える女性フォーラム委員, 筑波大学教授, 主婦・元茨城大学講師など

◆**県環境審議会の構成員** <会長・副会長は, 平成29年8月に開催する審議会で選任される>

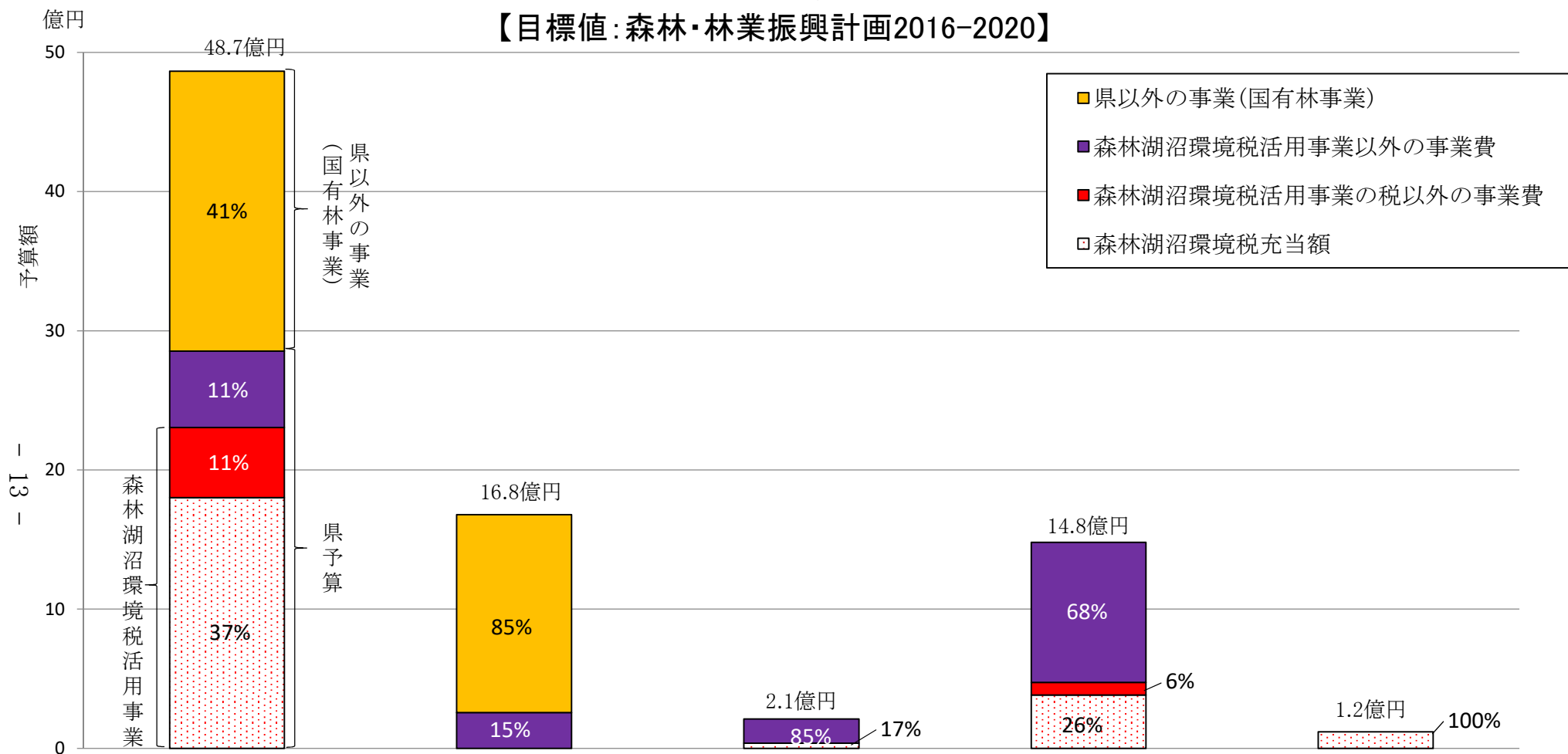
茨城県商工会議所連合会会長, 元上智大学教授, (国研)国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長, 茨城大学農学部教授, (株)茨城新聞社代表取締役社長, 弁護士, 認定NPO法人宍塚の自然と歴史の会理事長など

森林の保全・整備関係予算額の推移



森林の主な施策目標値における予算額と税充当額(H25～H27)

【目標値：森林・林業振興計画2016-2020】



間伐
目標値(民有林)
1,883ha (H26)
→1,300ha (H32)

造林
目標値(民有林)
65ha (H26)
→170ha (H32)

高性能林業機械導入
目標値
181台 (H26)
→210台 (H32)

県産木材需要量
目標値
185千m³ (H26)
→322千m³ (H32)

森林林業体験学習参加人数
目標値
8,327人 (H26)
→12,500人 (H32)

茨城県の森林・林業の主要指標

項 目		単位	茨城県	全国	茨城県 シェア	本県の 地位	備 考
森 林 面 積		千ha	187	25,081	0.7	39	茨城県分は平成28年4月1日現在, 林政課資料 全国値, 本県のシェア, 地位は平成24年3月31日現在, 林野庁・森林資源の現況
国 有 林 面 積		千ha	45	7,674	0.6	21	同上
民 有 林 面 積		千ha	142	17,407	0.8	40	同上
民 有 林	人 工 林 面 積	千ha	77	7,962	1.0	35	同上
	人 工 林 率	%	54.1	46	/	14	同上 (民有林人工林面積÷民有林面積×100)
	人 工 林 蓄 積	千m ³	22,113	2,574,559	0.9	39	同上
素 材 生 産 量		千m ³	420	20,049	2.1	15	平成27年木材統計
国 産 材 素 材 需 要 量		千m ³	267	20,049	1.3	24	同上
林 業 産 出 額		千万円	786	44,777	1.8	20	平成26年生産林業所得統計

森林・林業体験学習による普及・啓発の効果

○内 容： 体験学習への参加前と参加後における森林に対する意識を調査
(平成29年2月)

○対 象： 児童・生徒 407名

地域別： 県北(88名： 小3～中1), 県央(26名： 小4), 県南(255名： 小2～小6), 県西(38名： 小4・6)

○結 果： 体験学習を実施したことにより森林に対する意識が向上

(1) 森林に親しみを感じるか

「感じる」 51% → 75% (24ポイント増)

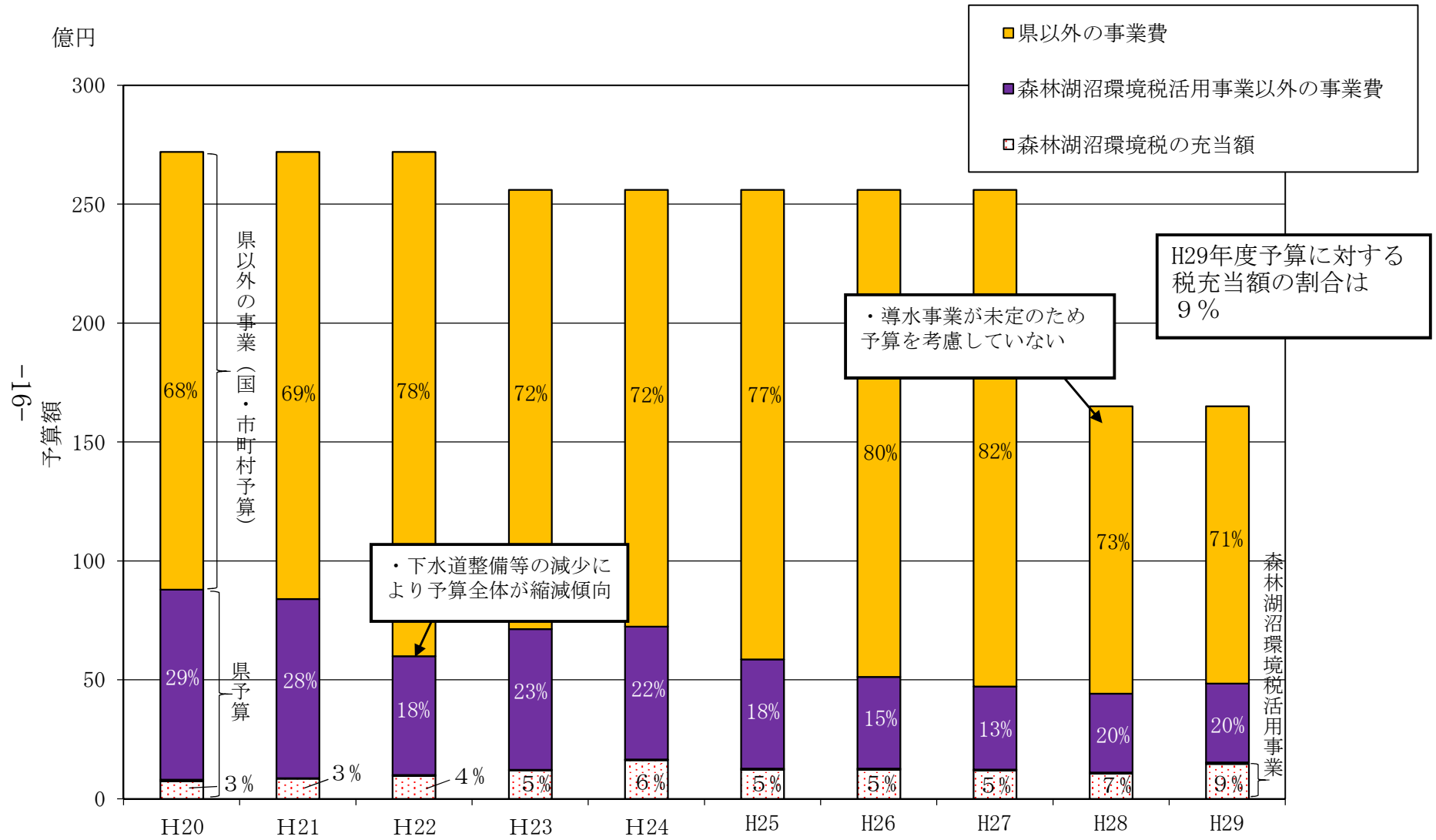
(2) 森林や身近な森をきれいにしたいと思うか

「そう思う」 69% → 83% (14ポイント増)

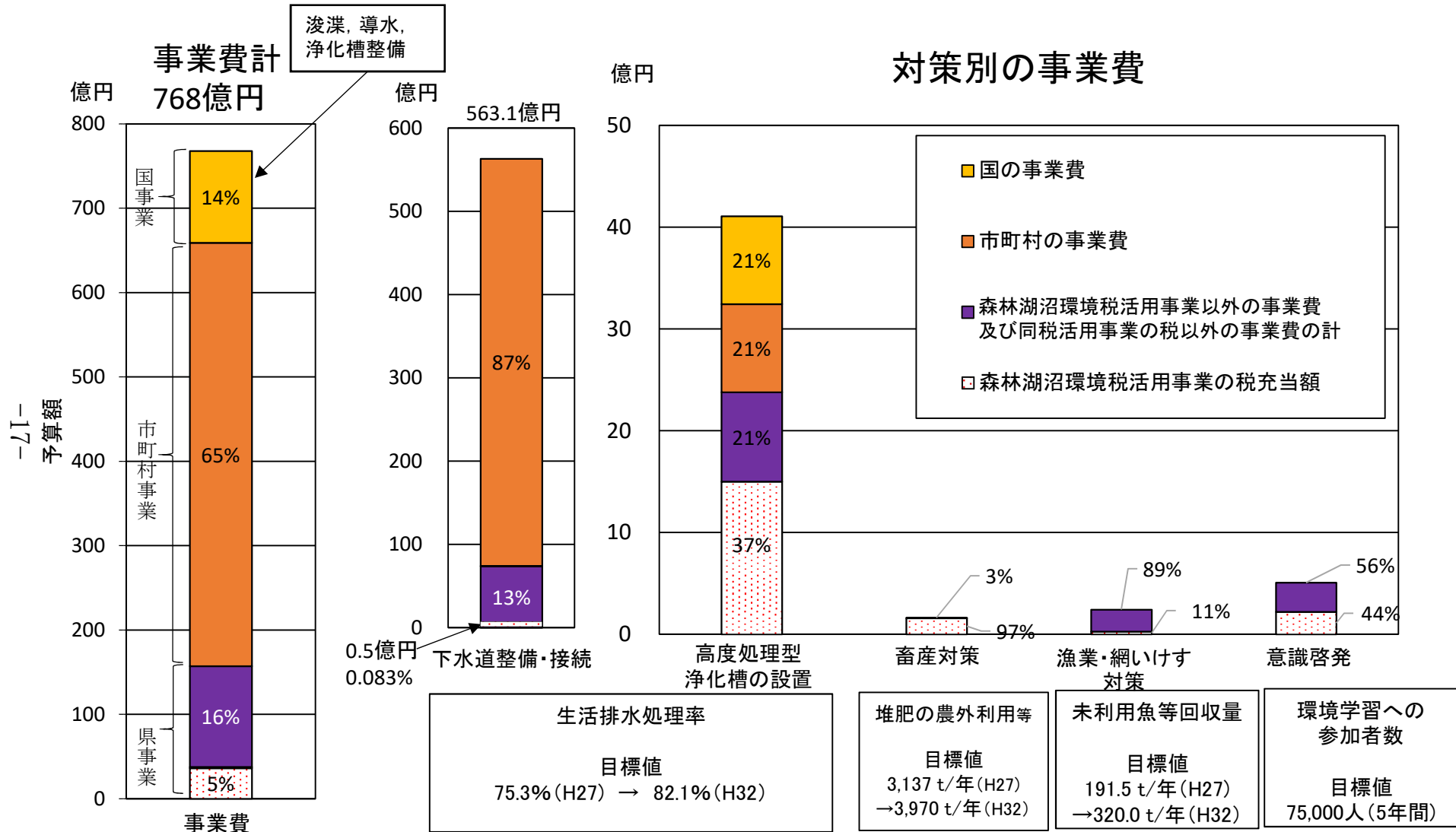
(3) 森林を守ることが必要だと思うか

「必要だと思う」 86% → 94% (8ポイント増)

霞ヶ浦水質保全関係予算額の推移



霞ヶ浦の主な施策目標値における予算額と税充当額(H25～H27)



単年度の予算額がわからない項目については霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画(第6期)5年間の事業予算総額(25年6月時点)から1年あたりの予算額を算出した。下水道整備・接続に係る市町村の事業費には国の事業費を含む。

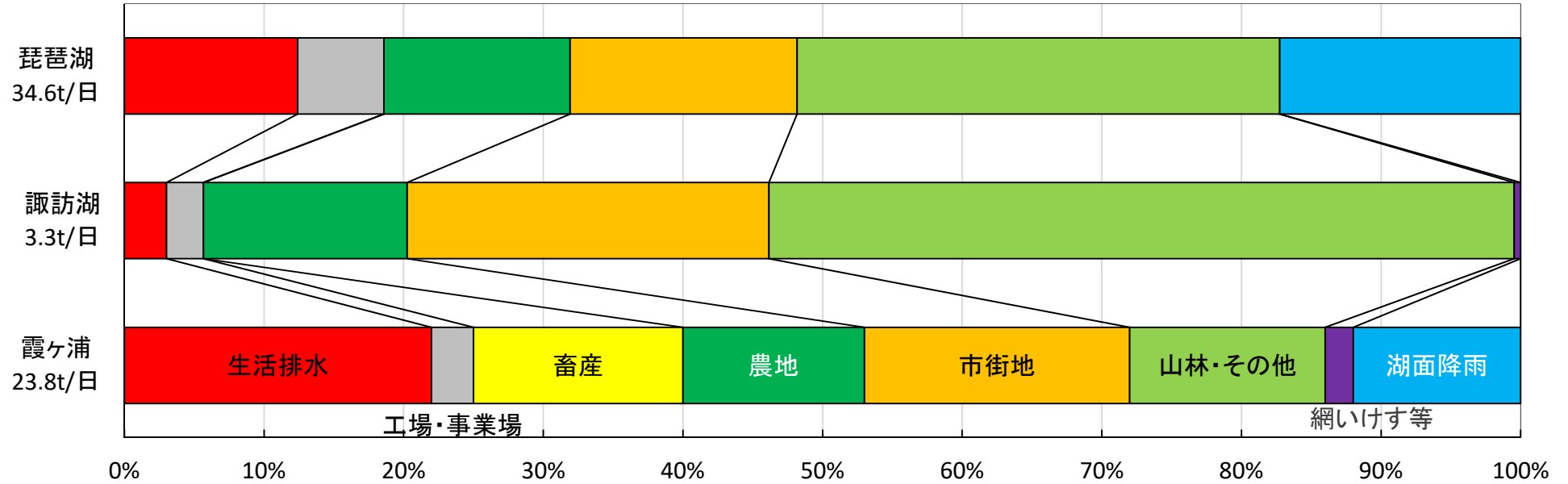
霞ヶ浦等の概要

項目		単位	霞ヶ浦	涸沼	牛久沼	琵琶湖	諏訪湖
湖	平均水深	m	4	2.1	1	41	4.7
	湖面積	km ²	220	9.35	6.52	670	13.3
	湖容積	億m ³	8.5	0.2	0.0650	275	0.63
	平均滞留日数	日	約200日	約50日	約17日	5.5年	39日
	水質(COD) (H27)	mg/L	8.2	6.7	7.4	北湖 2.5 南湖 3.2	4.7
流域 (H27)	流域面積	km ²	2,157	439	148	3,174	531
	流域人口	万人	96.4	164	111	132.5	18
	生活排水処理率	%	75.3	41.3(H25)	87.2(H23)	98.5	98.2
	豚	千頭	280	99	1.7	-	1
	水田	km ²	420	81	19	418	29
	畑	km ²	310	110	42	11	20
	山林	km ²	396	132	49	1,537	321
	市街地	km ²	338	67	67	397	124

霞ヶ浦と琵琶湖・諏訪湖の比較

一日あたりのCOD負荷割合

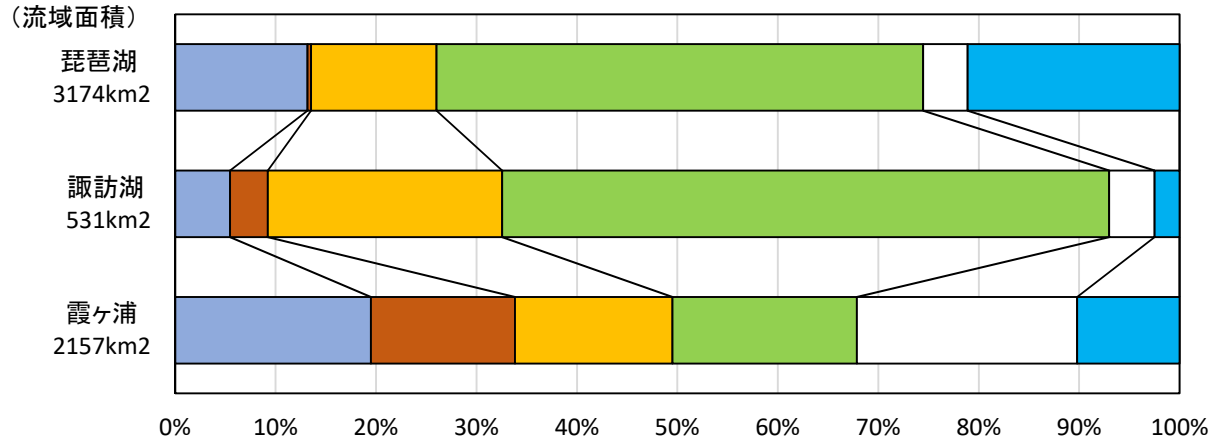
生活排水 工場・事業場 畜産 農地 市街地 山林・その他 水産系 湖面降雨



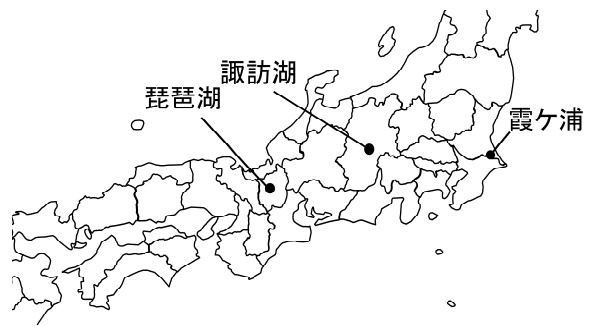
-19-

土地利用割合

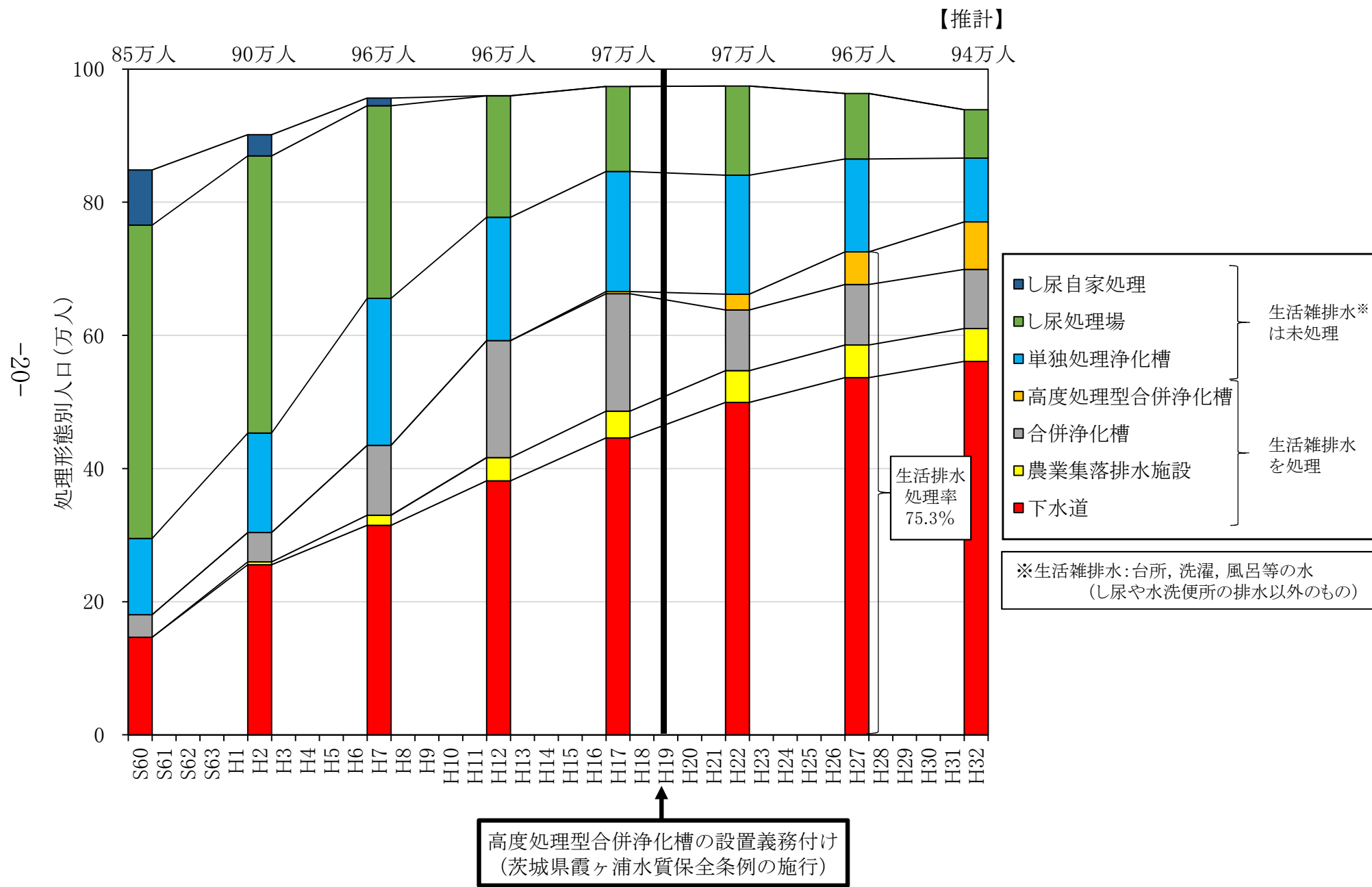
水田 畑 市街地 山林 その他 湖面積



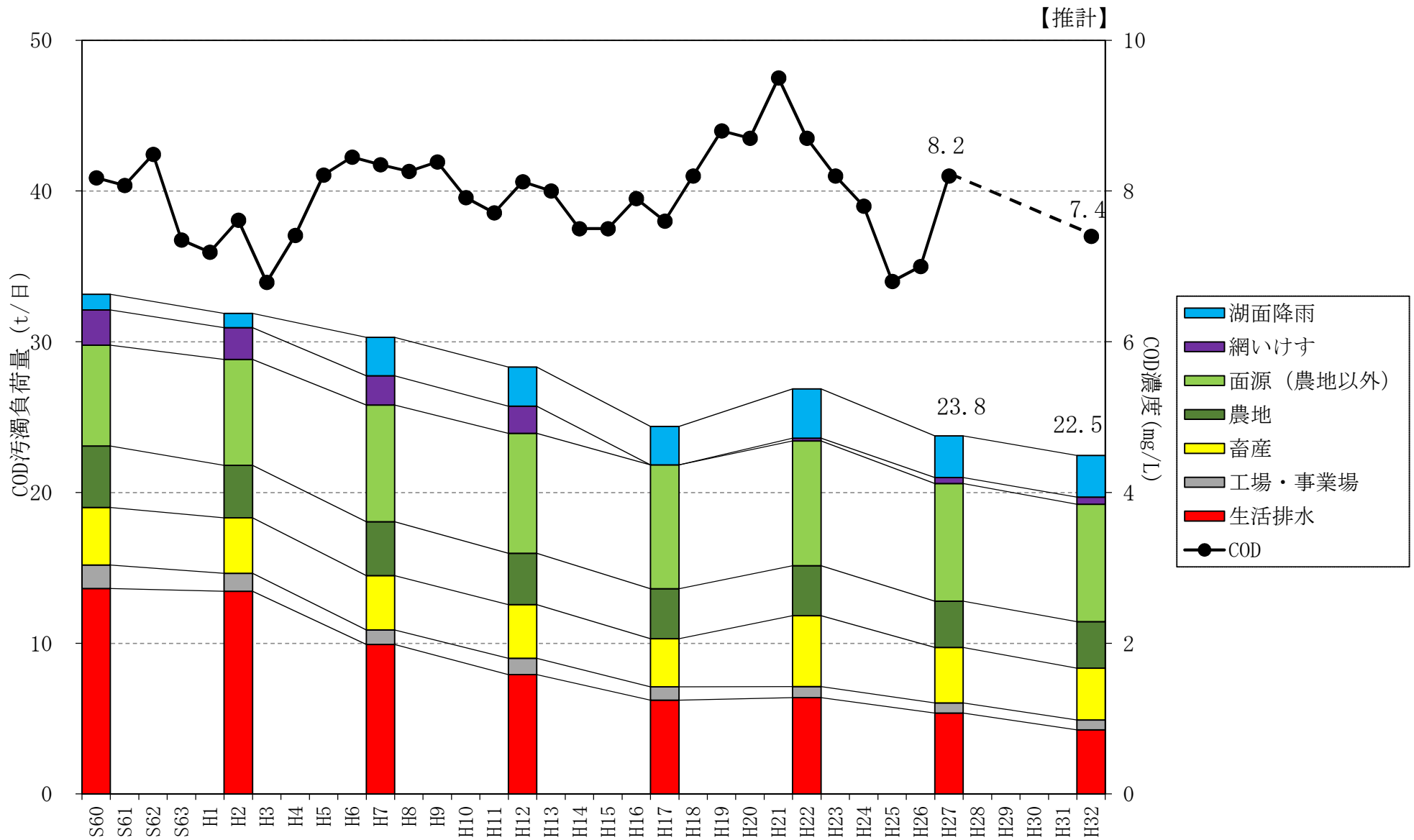
地図



霞ヶ浦流域における生活排水処理形態別人口の推移

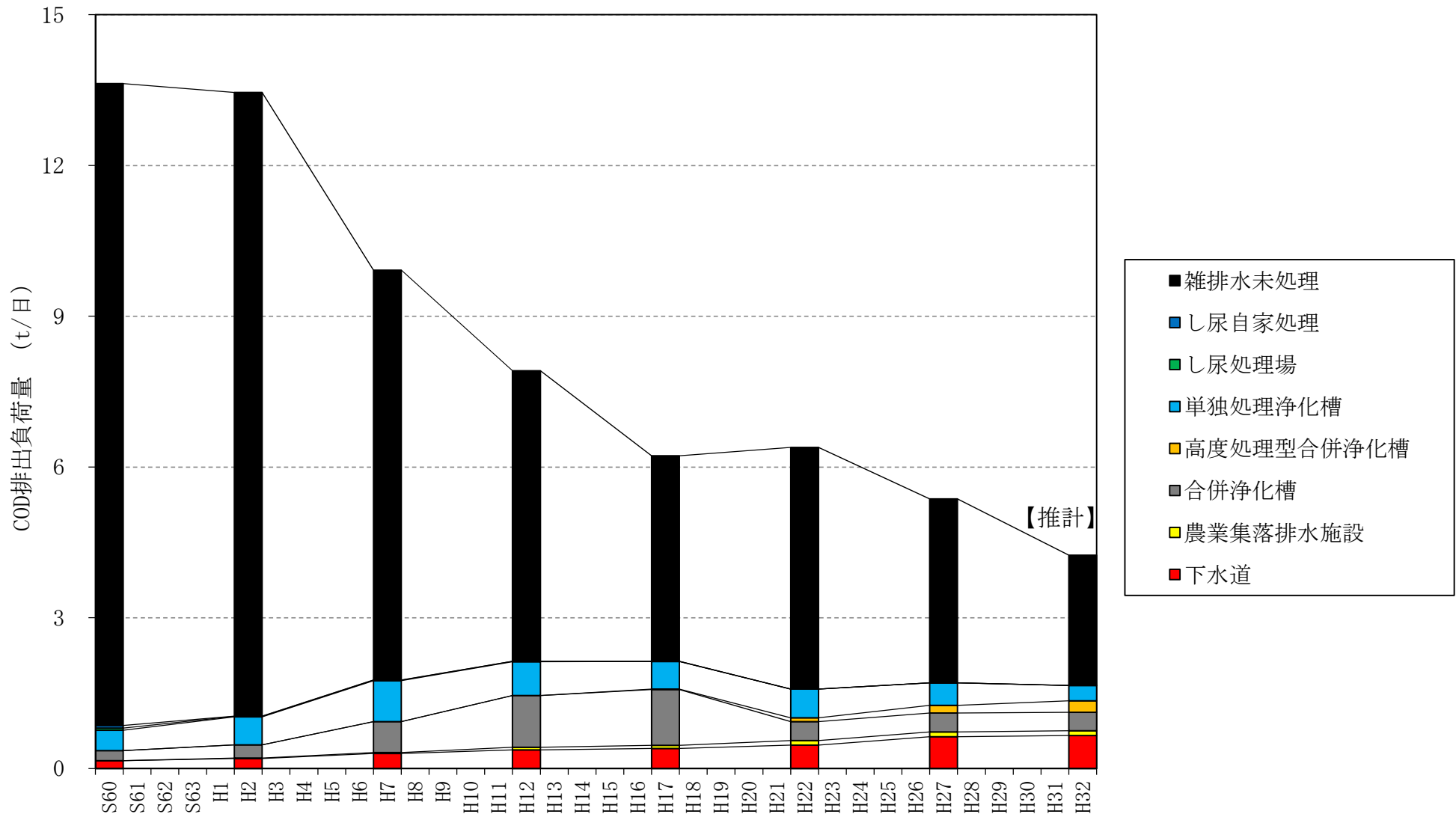


霞ヶ浦のCODと発生源別汚濁負荷量の推移



生活排水対策に加え、
農地等の面源対策も重要

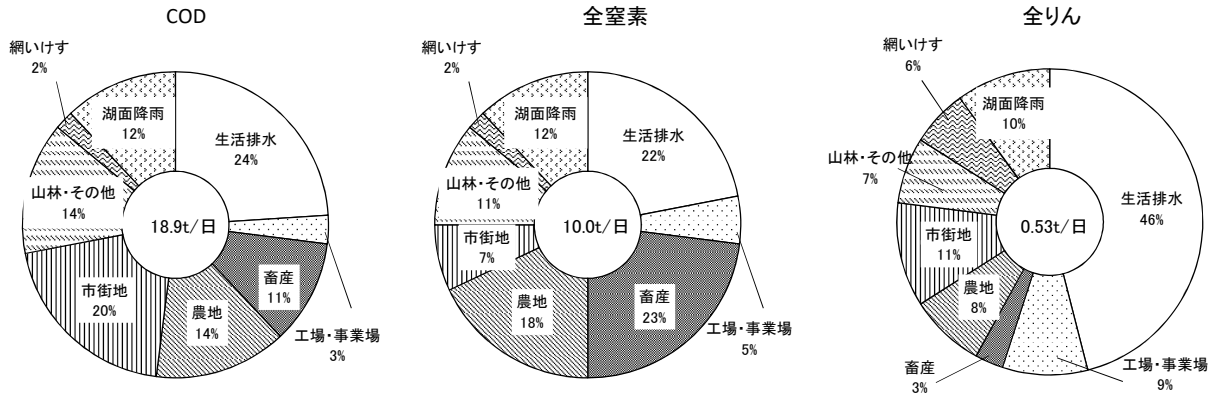
霞ヶ浦における生活排水汚濁負荷量(COD)の推移



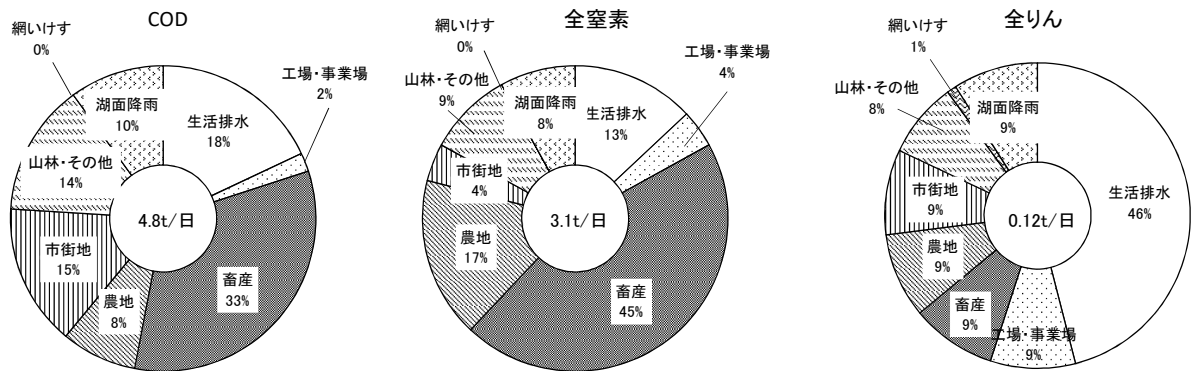
・生活雑排水未処理を減らすことが重要。
 ・単独処理浄化槽から高度処理型合併浄化槽への転換が重要。

霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の流域からの排出負荷割合

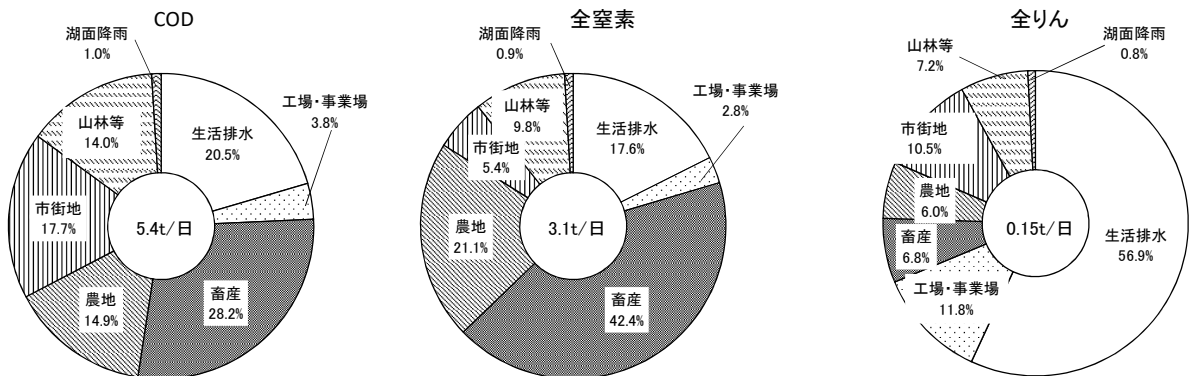
<霞ヶ浦(西浦):H27>



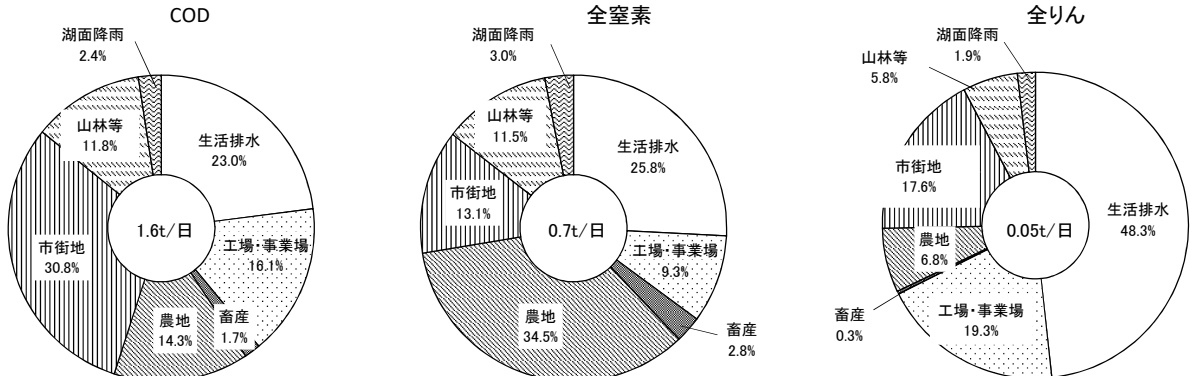
<霞ヶ浦(北浦):H27>



<涸沼:H26>



<牛久沼:H23>



流入河川と湖内の水質の推移

<霞ヶ浦>

流入河川の水質(mg/L)(平均値)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(B)	改善効果(B-A)
COD	5.8	5.3	5.3	5.1	5.4	5.4	5.5	5.0	5.2	5.1	△ 0.7
全窒素	3.6	3.5	3.4	3.5	3.3	3.2	3.1	3.2	3.3	3.3	△ 0.3
全りん	0.095	0.084	0.088	0.095	0.084	0.088	0.083	0.082	0.089	0.094	△ 0.001

湖内の水質(mg/L)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(B)	改善効果(B-A)
COD	8.8	8.7	9.5	8.7	8.2	7.8	6.8	7.0	8.2	7.2	△ 1.6
全窒素	1.1	1.3	1.1	1.3	1.2	1.0	1.3	1.2	1.1	1.1	0.0
全りん	0.11	0.12	0.10	0.10	0.081	0.084	0.089	0.090	0.094	0.091	△ 0.019

<湊沼>

流入河川の水質(mg/L)(平均値)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(B)	改善効果(B-A)
COD	4.5	4.5	4.3	4.0	4.0	4.0	4.1	4.0	3.9	3.7	△ 0.8
全窒素	4.9	4.6	4.7	4.7	4.5	4.3	4.4	4.3	4.2	4.1	△ 0.8
全りん	0.13	0.13	0.13	0.12	0.11	0.12	0.14	0.12	0.12	0.12	△ 0.011

湖内の水質(mg/L)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(B)	改善効果(B-A)
COD	6.4	7.0	6.2	5.9	5.9	6.1	5.9	6.3	6.7	5.6	△ 0.8
全窒素	1.7	1.7	1.9	2.0	1.8	1.6	1.7	1.8	1.8	1.7	0.0
全りん	0.067	0.069	0.080	0.090	0.060	0.075	0.077	0.079	0.096	0.099	0.032

<牛久沼>

流入河川の水質(mg/L)(平均値)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(B)	改善効果(B-A)
COD	4.4	3.4	4.2	4.1	4.1	4.5	4.6	4.1	4.2	4.1	△ 0.3
全窒素	2.6	2.8	2.5	2.5	2.5	2.1	2.2	2.5	2.3	2.2	△ 0.4
全りん	0.077	0.052	0.061	0.059	0.062	0.063	0.066	0.066	0.061	0.056	△ 0.021

湖内の水質(mg/L)

	H19(A)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28(B)	改善効果(B-A)
COD	8.0	7.6	8.0	7.6	7.5	8.1	7.2	6.8	7.4	6.8	△ 1.2
全窒素	1.4	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.6	1.4	1.6	0.2
全りん	0.072	0.067	0.078	0.070	0.062	0.071	0.064	0.064	0.072	0.070	△ 0.002

霞ヶ浦湖上体験学習による普及・啓発の効果

○内 容： 体験学習への参加前と参加後における水環境保全に対する意識を調査
(平成28年5月～10月)

○対 象： 児童・生徒 1,706名

地域別： 県北(52名:小4), 県央(228名:小4～小5), 県南(1,172名:小1～小6), 県西(140名:小4),
鹿行(114名:小4・小5)

○結 果： 体験学習を実施したことにより水環境保全に対する意識が向上

(1) 霞ヶ浦に親しみを感じるか。身近を感じるか。

「感じる」 36% → 59% (23ポイント増)

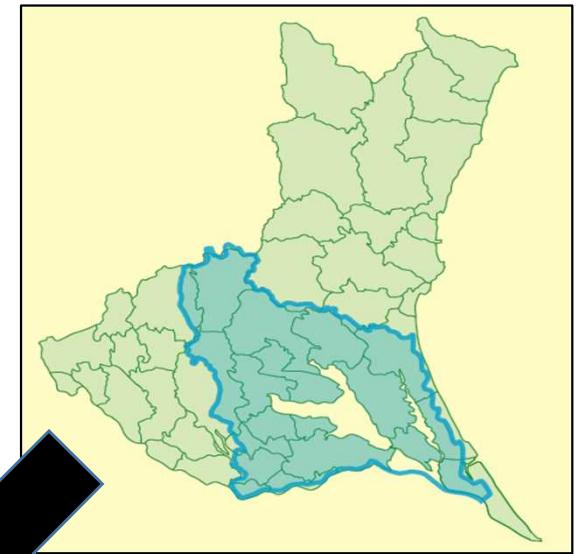
(2) 霞ヶ浦や身近な川の水を汚していると思うか。

「そう思う」 16% → 32% (16ポイント増)

(3) 霞ヶ浦や身近な川の水を汚さないような行動をすることができるか。

「できる」 48% → 63% (15ポイント増)

霞ヶ浦流域図



茨城県



— 流域界境
- - - 県境
- - - 市町村境
● 流域内の市町村
 24市町村
 [茨城県22市町村
 千葉県1市
 栃木県1町]

西浦

北浦

常陸利根川

霞ヶ浦流域

森林湖沼環境税の今後のあり方に関するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施期間 9月29日（金）～10月28日（土） 30日間
2. 意見数 353件（166人・社（個人135人，法人等31社））
3. 結果概要 意見数の約9割は，税継続の賛成や事業要望など肯定的な意見（残りは，税継続反対1件のほか税制や広報等についての意見）

4. 主な内容

(1) 税の継続について（54／353件）

賛成 53件
反対 1件

(2) 主な意見・要望（税の継続以外 299／353件）

①森林関係の事業要望等について 196件

- ・花粉の少ないスギ苗木やコンテナ苗を活用した再造林などにより，森林の若返りを進めてほしい。
- ・間伐が必要な森林はまだ残っているので，今後も事業を継続してほしい。
- ・県，市町村，森林組合等による長期的な森林管理が必要である。

②湖沼・河川関係の事業要望等について 78件

- ・生活排水処理率100%に向けた取り組みを強化してほしい。
- ・下水道，農業集落排水施設への積極的な接続促進が必要である。
- ・工場，事業所への立ち入り検査による排水基準の遵守を強化してほしい。

③税制について 10件

- ・税を的確かつ有効に活用して結果を生み出すことが，納税者の理解を得ると思う。

④その他（広報の充実等） 15件

- ・税の使途や効果について，様々な媒体を活用して広く広報すべきである。

森林吸収源対策税制に関する検討会 報告書（概要）

平成29年11月21日

税制抜本改革法、経済財政運営と改革の基本方針、与党税制改正大綱等を踏まえ、森林環境税（仮称）の創設に向けて、具体的な仕組み等について総合的な検討を行った結果、その概要は以下のとおり。

森林を取り巻く状況と森林環境税（仮称）の必要性

- 森林は、地球温暖化防止や災害防止等多面的な機能を有し、国民一人一人に恩恵。
- しかし、木材価格の低迷、所有者不明の森林の増加等により、森林所有者による自発的な施策を促すことを中心とする既存の施策では、適正な森林管理に限界。
- 政府は、森林現場や所有者に近い市町村の役割を強化する新たな森林管理システムの構築に向けて検討中。
- 新たな森林管理システムを契機として、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう、市町村が実施する森林整備等に必要なた源に充てるため、国民一人一人が負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、森林環境税（仮称）を創設することが必要。

具体的な制度設計に関する提案

基本的な枠組み

- 国税として、森林環境税（仮称）を創設。
- 個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が賦課徴収。
- 地方の固有財源として、その全額を国の譲与税特別会計に直入し、森林整備等を行う地方団体に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与。

具体的な制度設計

制度設計の方向性	
項目	
課税主体	国
納税義務者等	個人住民税均等割の納税義務者を基本とし、定額の負担を求める。
賦課徴収	市町村が、個人の市町村民税の例により、個人の市町村民税と併せて行う。
特別会計への払込み	市町村が都道府県に払い込んだ上で、都道府県が国の譲与税特別会計に払い込む。
譲与総額	森林環境税(仮称)の収入額の全額に相当する額
使途	市町村が行う森林整備に関する施策及びそれを担う人材の育成・確保に関する費用等 ※木材利用の拡大や森林環境教育、普及啓発といった都市部にも存在する需要を対象にすべきとの意見もあり。
譲与基準	使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を用いて設定。使途の範囲に応じて、私有林人工林面積や林業就業者数等が考えられる。必要に応じて補正。
譲与団体	森林が所在する市町村が基本。ただし、都道府県による市町村への支援等が不可欠であることから、都道府県に対して、譲与税を含めた財政措置の検討が必要。 ※全額を市町村に譲与すべきとの意見もあり。
使途の公表	譲与を受ける地方団体に対して、インターネットの利用等の方法により使途を公表することを義務づけ。

新税の創設に当たっての課題等

- 新税創設のためには、**国民(納税者)の理解**が得られることが不可欠。東日本大震災を教訓として各地方団体が実施する防災施策に係る財源確保のための税制上の措置や府県等の超過課税も勘案した上で、**国民の負担感に配慮**する必要。
- **府県の超過課税との関係**については、**国として**、各府県の超過課税の見直し時期等を踏まえつつ、**両者の関係の整理が円滑に進むよう、必要な対応**を行うよう努めるべき。
- 得られた税収によって確実に必要な森林整備等が行われるように、**市町村における事業実施体制の確保**も必須。
- **使途の範囲及び都道府県への譲与**については、関係者の意見にも留意しつつ、**一層の整理が必要**。
- 森林環境税(仮称)を国税として設計する以上、**非課税限度額の設定や減免のあり方**について、**全国で統一的な取扱いをすることが基本**。これに基づきつつも、**市町村の課税実務が円滑に進むよう、慎重な制度設計**が必要。

(参考) 森林環境税(仮称)の制度設計に関する提案のイメージ

森林整備等のために必要な費用を、国民一人一人が広く等しく負担を分任して森林を支える仕組み

